

甲斐市地域福祉計画

(平成24年度～平成28年度)



平成24年3月

甲 斐 市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観や生活様式の多様化など社会環境の変化により、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進むなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきております。



こうしたなか、「一人ひとりが手をつなぎぬくもりあふれる福祉のまちづくり」を基本理念として、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進を計画的に進めていくために、甲斐市地域福祉計画を策定いたしました。

これからの地域福祉は、地域住民、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、企業など地域を構成するすべての人々がお互いに協力・連携しながら、自分たちの生活課題の解決に向けて自発的、積極的に取り組んでいくことが必要となっております。地域福祉計画は、こうした地域福祉を推進するための行政の取り組みをまとめたものです。

市としましても、この計画に基づき、地域の一人ひとりが主体となって、誰もがより豊かに生きることのできる住みよいまちづくりを目指して参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました保健福祉推進協議会をはじめ、ご協力いただきました関係各位の方々、市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成24年3月

甲斐市長

保坂 武

INDEX

第 1 章 地域福祉計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 地域福祉計画の位置づけおよび関連計画との関連性	4
4. 計画策定の経過	5
5. 計画期間	5

第 2 章 甲斐市の地域福祉の現状と課題

1. 甲斐市の地域福祉に関する現状	6
2. アンケートから見る現状	25

第 3 章 地域福祉計画の基本理念と基本目標

1. 地域福祉計画の基本理念	39
2. 地域福祉計画の基本目標	40
3. 施策の体系	42

第 4 章 地域福祉推進のための施策

基本目標 1 人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくり	44
1. 地域福祉への意識啓発	44
2. 地域での交流と生きがいづくり	46
3. 地域での協力体制の構築	48
4. ボランティア活動の推進	50
基本目標 2 地域生活を支える協働のまちづくり	52
1. 地域福祉ネットワークの充実	52
2. 地域福祉推進の担い手づくり	54
基本目標 3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり	57
1. サービスが利用しやすい仕組みづくり	57
2. 気軽に相談しやすい体制づくり	59
基本目標 4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり	61
1. すべての人にやさしいまちづくり	61

2. 健康で暮らせるまちづくり	64
3. 住みやすいまちづくり	66
4. 安心して暮らせるまちづくり	68

第5章 地域福祉計画の推進

1. 市民・関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進	70
2. 地域福祉推進体制の整備	72

資料編

1. 策定の経過	73
2. 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿	74

第1章 地域福祉計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

少子高齢化や、核家族化などの家族形態の変化が急速に進み、また産業構造の変化や個人の価値観・ライフスタイルが多様化する中で、家庭や地域で相互に助け合い、支え合う機能が弱まっており、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は変容しつつあります。さらには成長型社会の終焉や近年の経済不況などが、地域社会を取り巻く社会環境の変化などに追い打ちをかけています。

そのため、高齢者や障がい者などの生活上の支援を必要とする人々は一層厳しい状況に置かれています。また、青年層や中年層においても生活不安やストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど新たな社会問題が多く発生するなど、地域の福祉課題は多様化・複雑化しています。

一方で、ボランティア団体やNPO¹などの社会福祉分野での活動が活発化しており、住民の福祉意識も大きく変化するなど、社会福祉を通じて新たなコミュニティを形成する動きも出てきています。

このような状況の下、福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も大きくなってきています。

これまでの福祉は、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、限られた人々に対して、行政などの制度による「公助」での画一的なサービスの提供によって進められていました。

これからは、すべての住民が年齢や障がいの有無などに関わらず、生涯にわたってその人らしい安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の推進が求められています。

そのためには、行政をはじめ住民や各種団体など、地域を構成するすべての人々が、自分たちの生活課題の解決に向けて自発的、積極的に取り組むことが必要です。

¹ NPO

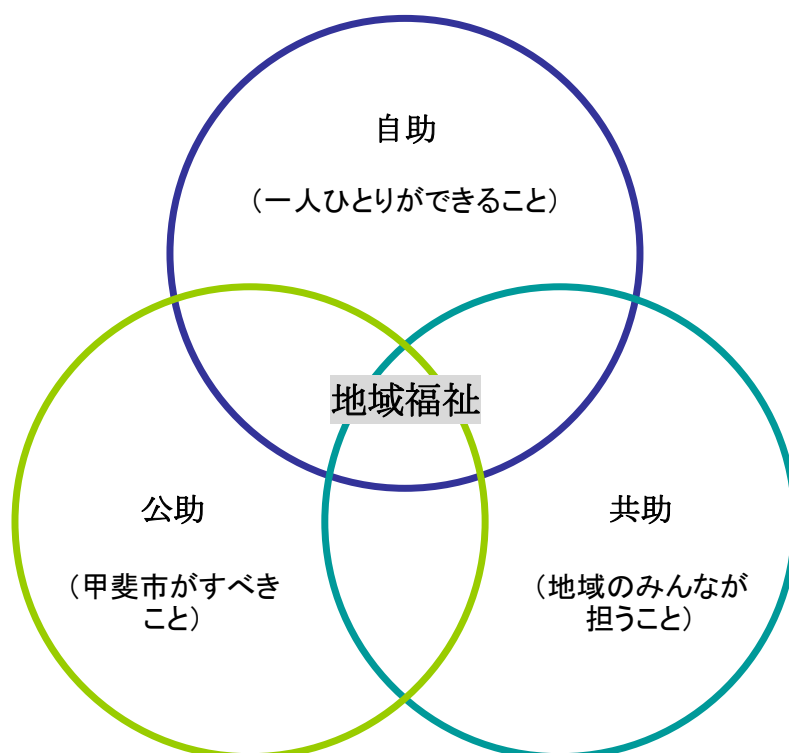
NPOとはNon Profit Organizationの略で、民間非営利団体のことです。様々な社会貢献活動や慈善活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称です。

2. 計画策定の目的

平成12年に制定された「社会福祉法」第1条では「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定しました。同法第4条では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、福祉サービスを必要とする人々が、自立した日常生活を営むとともに、あらゆる社会活動に参加できるように、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動者がお互いに協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとしています。

この地域福祉を計画的に進めていくために、同法第107条で市町村は地域福祉計画を策定する旨の規定が設けられました。

「甲斐市地域福祉計画」は、公的な制度としての福祉サービス（公助）と地域社会における住民同士の支え合い（共助）、そして個人や家庭における自助努力（自助）の連携によって、地域が抱える様々な生活課題の解決に向けた取り組みを推進するために計画するものです。



【参考】社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

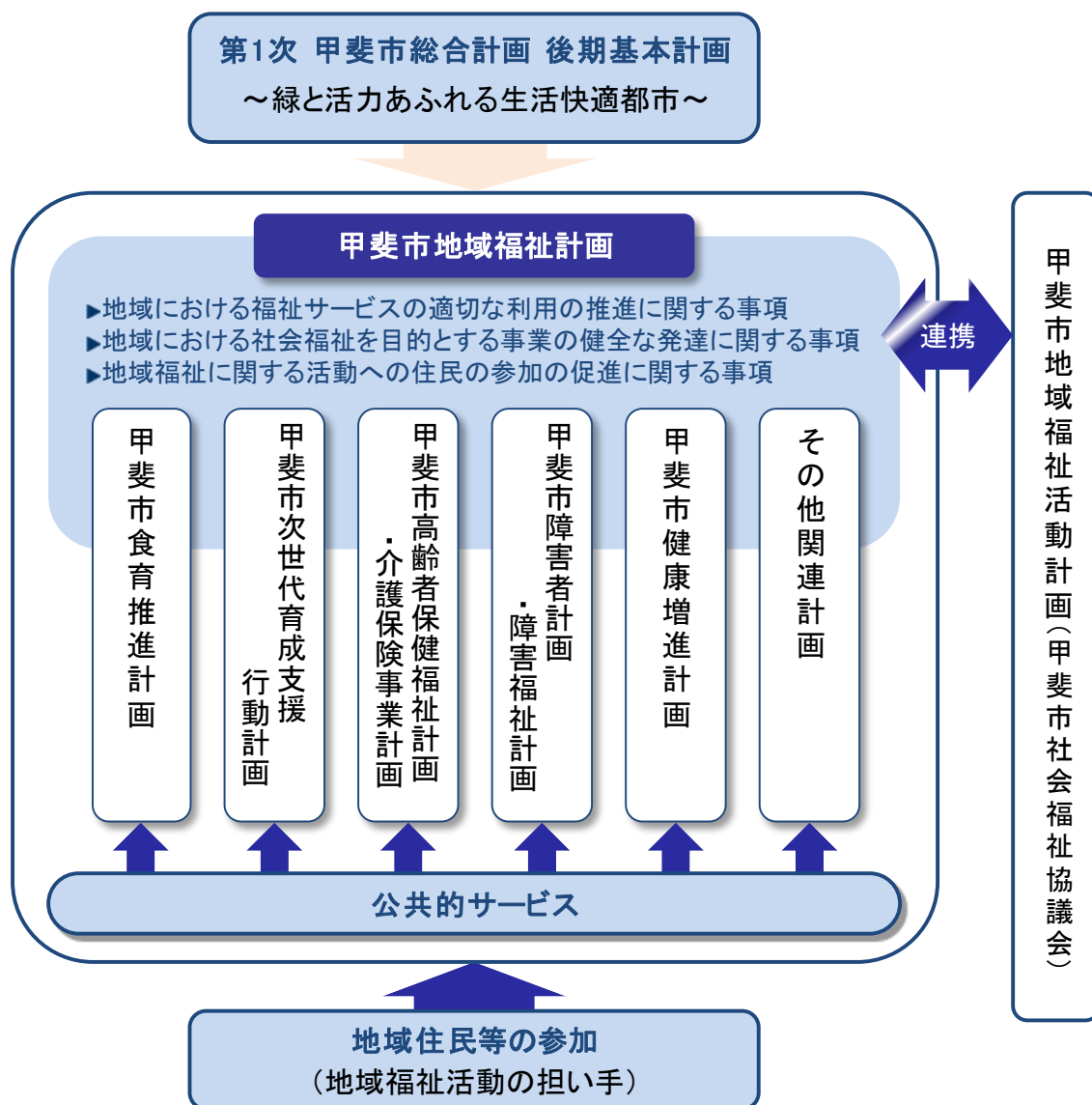
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 地域福祉計画の位置づけおよび関連計画との関連性

本計画は、第1次甲斐市総合計画・後期基本計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村福祉計画として策定します。

甲斐市では福祉分野の個別計画として「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」を策定し、個々の計画に基づいた施策を展開していきます。本計画は、これら甲斐市の福祉分野の計画を地域福祉に共通の視点で推進していくための計画です。

また、本計画は甲斐市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と相互に連携を図っていきます。



4. 計画策定の経過

社会福祉法の規定のとおり、甲斐市地域福祉計画の策定にあたっては、住民、社会福祉関係者、住民団体などの意見を反映させることが必要です。市では、保健・福祉事業に関する事項を審議するため、学識経験者や保健・医療・教育・福祉関係者、関係住民団体等の代表者等の 21 名で構成する甲斐市保健福祉推進協議会を設置しています。そこで、同協議会を地域福祉計画の策定委員会として位置付け、計画の策定に関し、必要な事項について審議を進めてきました。

市内においては、市社会福祉協議会や関係課職員の協力を得て、甲斐市における地域福祉の現状と課題の把握、具体的な取り組みなど計画内容の調整を行いました。

また、広く市民のニーズを計画に反映させるために、平成 23 年 7 月に住民向けの地域福祉に関する意識調査（アンケート）を実施しました。保健福祉推進協議会は平成 23 年 6 月から平成 24 年 2 月にかけて開催され、審議・検討の結果、地域福祉計画素案の公表、パブリックコメント制度による住民の意見募集を経て、地域福祉計画の策定を取りまとめました。

5. 計画期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。また、社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 甲斐市の地域福祉の現状と課題

1. 甲斐市の地域福祉に関する現状

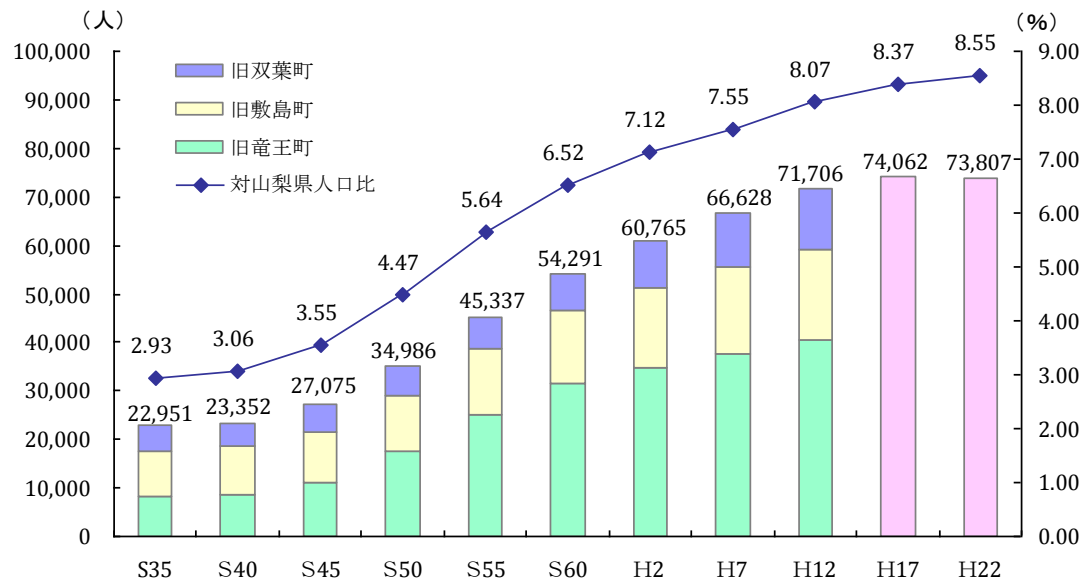
(1) 福祉に関連する甲斐市の現状

○総人口

甲斐市の人口は、昭和35年から増加を続けていましたが、平成22年国勢調査によると73,807人（平成17年の前回調査より255人減少）となり、初めて減少に転じました。（図表1-1）。

※平成16年9月1日に旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町が合併して甲斐市になったことにより、以前のデータは各町村の数値を合計したものです。

■図表 1-1 甲斐市の人口推移

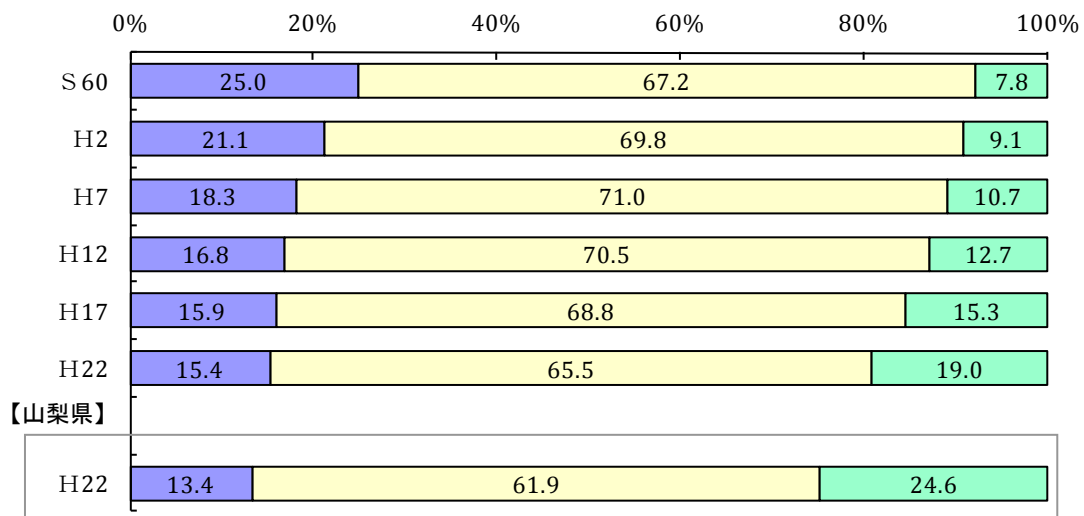


出典: 国勢調査

○年齢3区分別人口

甲斐市の年齢3区分別人口の構成推移を見ると、昭和60年には年少人口（0～14歳）が25.0%、老年人口（65歳以上）が7.8%と年少人口の割合が上回っていましたが、その差は徐々に少なくなり、平成22年には、老年人口が19.0%と年少人口（15.4%）を上回りました。山梨県全体の平均と比べると高齢化率は低いものの、甲斐市においても着実に高齢化が進んでいることがうかがえます（図表1-2）。

■図表1-2 年齢3区分別人口の推移



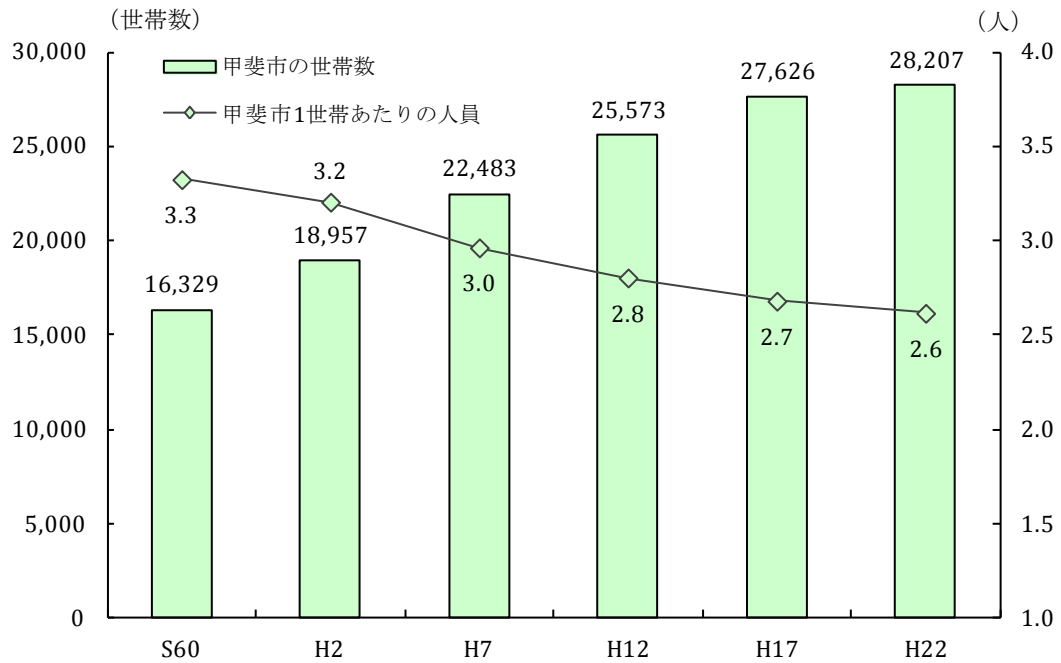
出典: 国勢調査

■ 0～14歳（年少人口） □ 15～64歳（生産年齢人口） ■ 65歳以上（老年人口）

○世帯数および平均世帯人員

昭和 60 年からの世帯数について見ると、平成 22 年まで一貫して増加しています。一方、平均世帯人員は、昭和 60 年の一世帯あたり 3.3 人から減少を続け、平成 22 年には 2.6 人にまで減少しています。このことから、市内世帯の核家族化や単身で生活する人々が増加していることがうかがえます（図表 1-3）。

■図表 1-3 世帯数および平均世帯人員の推移

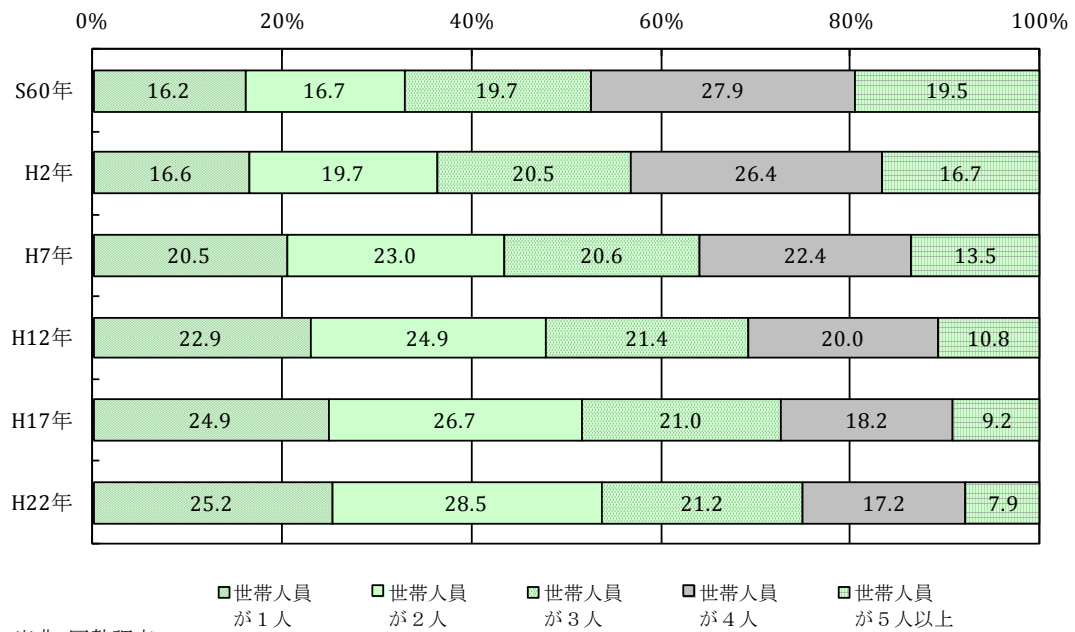


出典: 国勢調査

○世帯構成

世帯構成の推移を見ると、昭和 60 年には世帯人員が 4 人という世帯が 27.9%と一番多く、次いで 3 人世帯が 19.7%、5 人以上世帯が 19.5%と続いていました。しかし、年々 4 人世帯、5 人以上の世帯は減少しており、逆に単身世帯や 2 人世帯は、この 25 年間にその割合を大きく増加させています（図表 1-4）。

■図表 1-4 世帯構成の推移

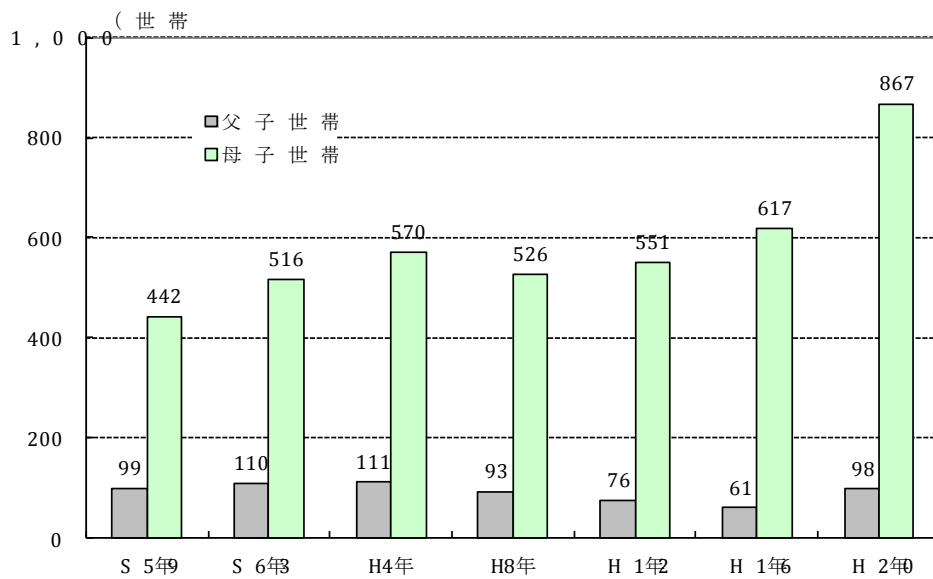


○ひとり親世帯

母子世帯数はおおむね増加傾向にあり、平成 20 年には 867 世帯と平成 16 年と比べ 250 世帯増加しました。全世帯に対する割合も 3.05%と急激な伸びを見せ、山梨県平均を大きく上回っています。

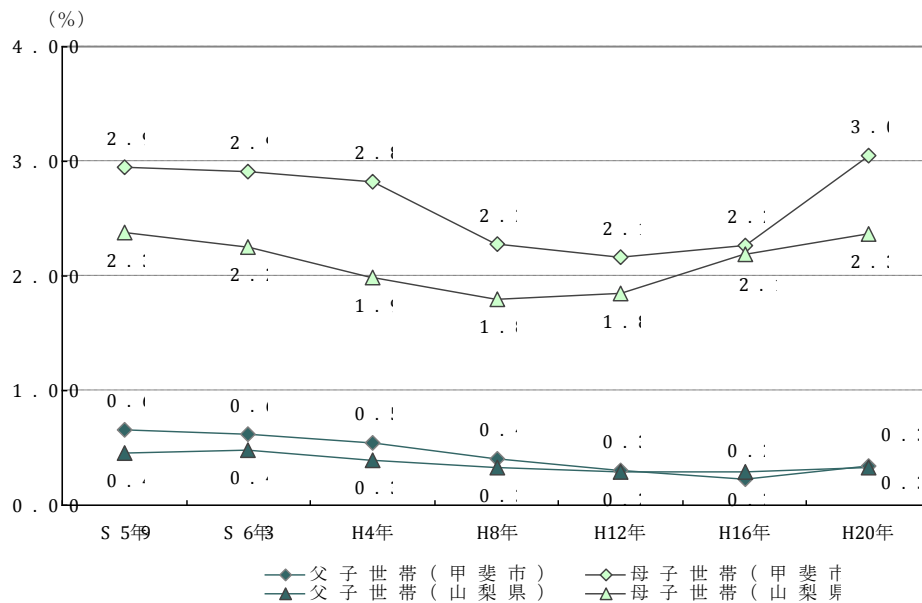
一方、父子世帯数は平成 4 年以降減少傾向にありましたが、平成 20 年には 98 世帯と増加に転じています。(図表 1-5)。

■図表 1-5 母子世帯・父子世帯数の推移



出典：ひとり親世帯等実態調査結果報告書

【参考】全世帯に占める母子世帯・父子世帯割合の推移

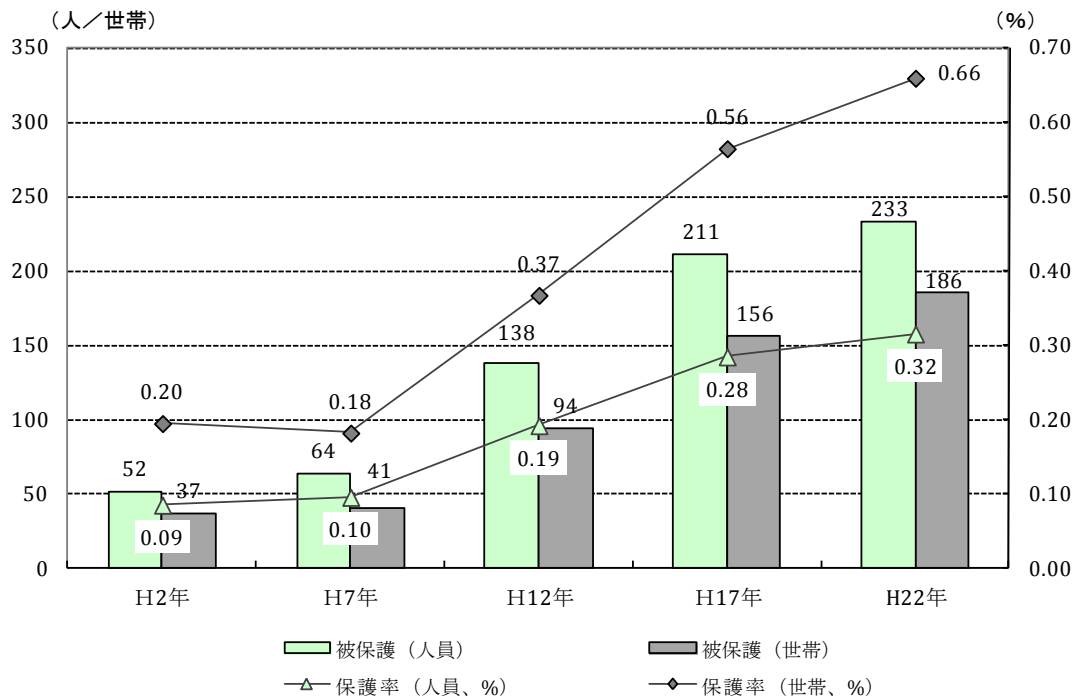


出典：ひとり親世帯等実態調査結果報告書

○生活保護の状況

甲斐市の生活保護の状況を見ると、平成2年以降、一貫して人員、世帯数とも増加傾向にあり、平成22年では186世帯、233人が生活保護を受けています(図表1-6)。

■図表1-6 生活保護の人員、世帯数推移



出展:山梨県児童家庭課 市町村別生活保護状況

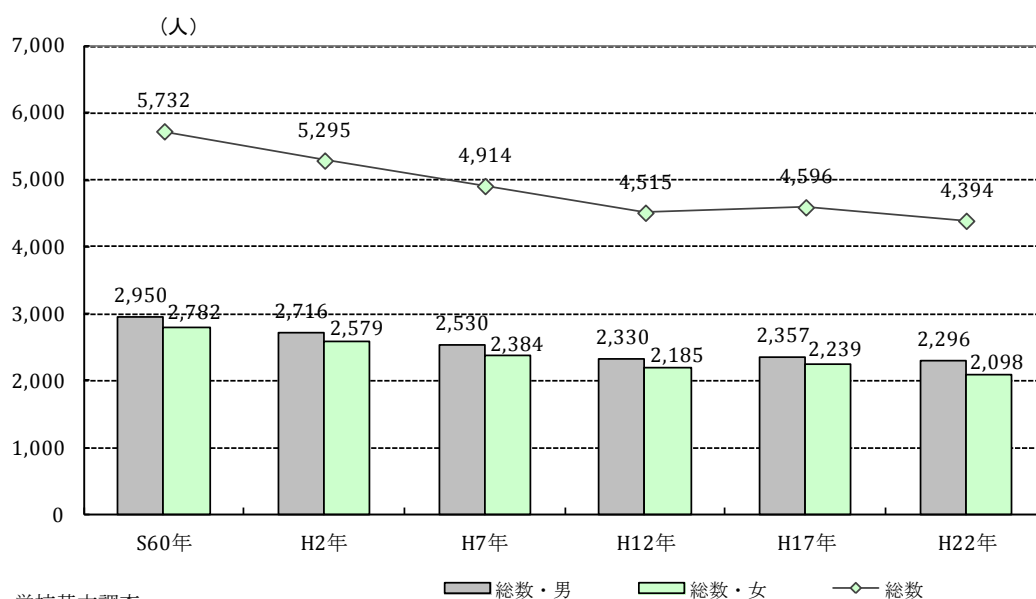


(2) 児童の福祉に関する現状

○児童人口の推移

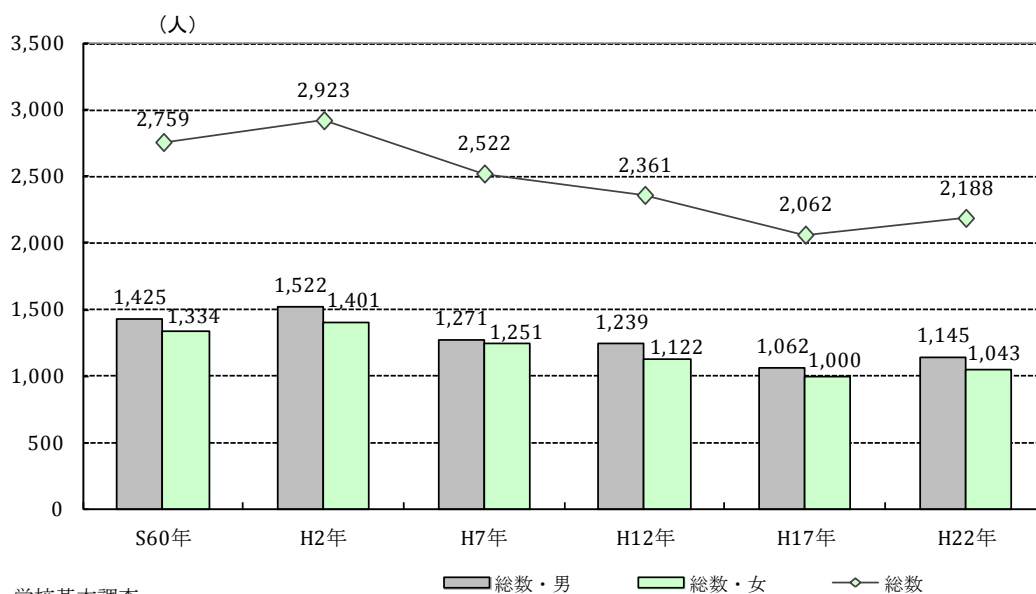
昭和 60 年からの児童人口の推移を見ると、年々減少しており平成 22 年には 4,394 人と、昭和 60 年と比べて 1,338 人減少しています。男女の総数では、男子児童が女子児童を上回っています（図表 2-1）。

■図表 2-1 小学校児童数の推移



出典: 学校基本調査

【参考】中学校生徒数の推移

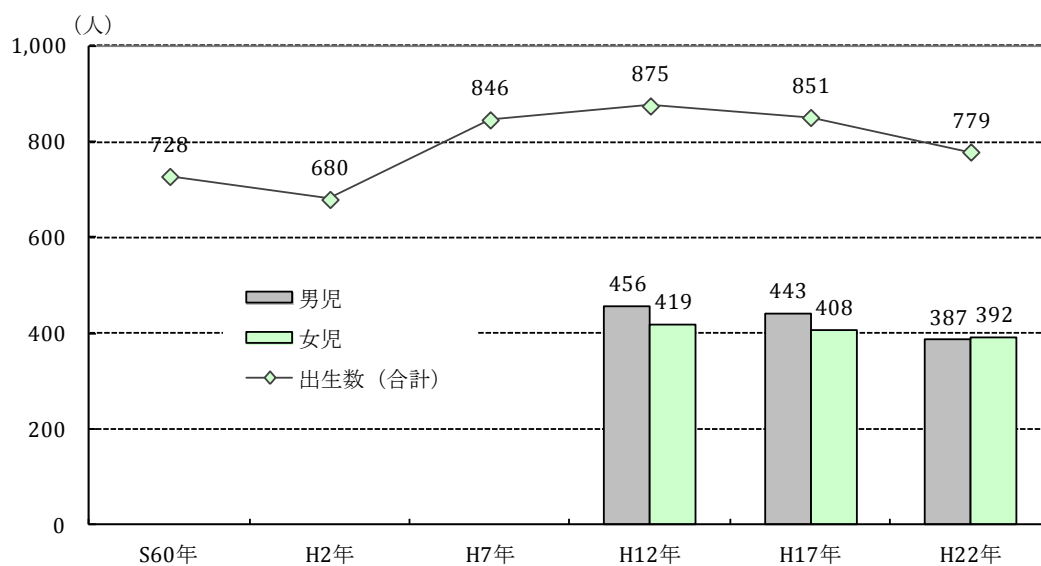


出典: 学校基本調査

○出生数の推移

昭和 60 年からの年間出生数の推移を見ると、平成 2 年以降増加しましたが、平成 12 年をピークに減少に転じ、平成 22 年には 779 人（男児 387 人、女児 392 人）となっています（図表 2-2）。

■図表 2-2 出生数の推移



出典：人口動態統計 ※ 性別出生数は平成12年から公表



○男性・女性の「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」未婚者割合

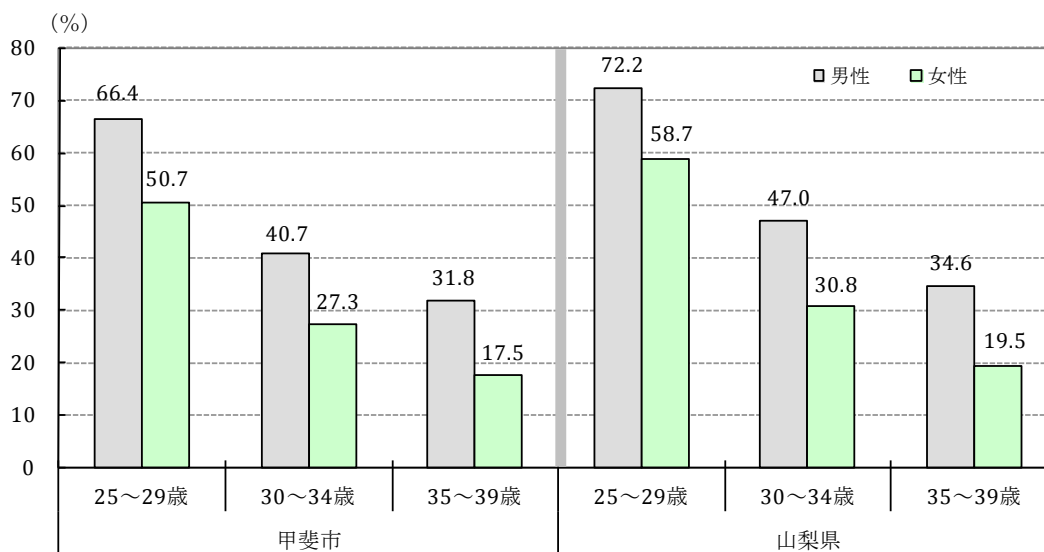
平成22年国勢調査による甲斐市の男性、女性の「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」の未婚者割合を県と比較すると、男女ともにすべての項目において県の平均を下回っています。また、女性と比べると、男性の未婚割合が高くなっています(図表2-3)。

■図表 2-3 男性・女性の「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」未婚者割合

	男性		女性	
	甲斐市	山梨県	甲斐市	山梨県
25～29歳	66.4	72.2	50.7	58.7
30～34歳	40.7	47.0	27.3	30.8
35～39歳	31.8	34.6	17.5	19.5

出典：国勢調査

単位：%

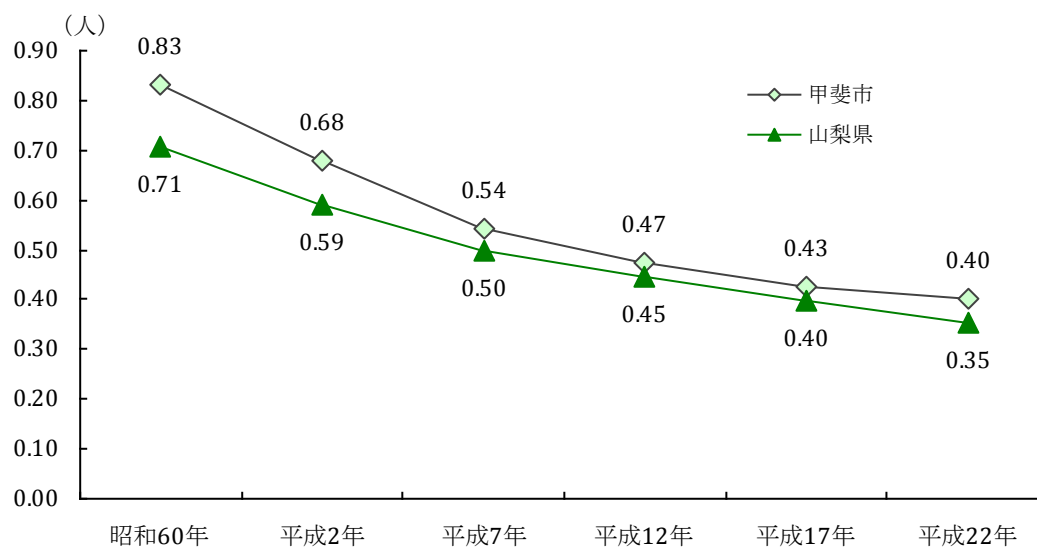


出典：平成22年国勢調査

○世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）

甲斐市の世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）を見ると、昭和60年には0.83人であったものが、平成22年には0.40人にまで減少しています。（図表2-4）。

■図表2-4 世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）の推移



出典:国勢調査

○家庭相談員相談件数

甲斐市の家庭児童相談室には、各種相談員が常駐し様々な相談に対応しています。平成 22 年度の相談件数は 2,756 件となっています。その他の相談 (1,633 件) を除く相談種別で見ると、養護相談が 716 件 (内児童虐待相談 335 件) と最も多く約 25% を占めています。育成相談では不登校相談が 186 件と最も多くなっています (図表 2-5)。

■図表 2-5 家庭相談員相談件数 (平成 22 年度)

相談種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
養護相談	児童虐待相談	6	21	11	21	24	36	28	30	37	46	24	51	335
	その他相談	69	44	44	31	27	15	60	21	24	10	3	33	381
保健相談				1			6	3				2		12
障害相談	肢体不自由相談		4											4
	視聴覚相談													0
	言語発達相談											1	2	3
	重症心身障害相談													0
	自閉症等相談		2	10	4	5	2	1	1	3	5	1		34
非行相談	ぐ犯行為相談													0
	触法相談													0
育成相談	性格行動相談	2	5	1	1	16	10	1	8	9	1	11		65
	不登校相談	12	21	3	21	12	17	3	8	2	16	51	20	186
	適正相談	7	2	15	4	2			4	6	4	1		45
	育児・しつけ相談	10	11	14	1	1	5	2	6	6	1		1	58
その他の相談		189	176	140	145	127	99	115	110	98	122	144	168	1,633
合計		295	286	239	228	214	190	213	188	185	205	238	275	2,756

出典：福祉課資料

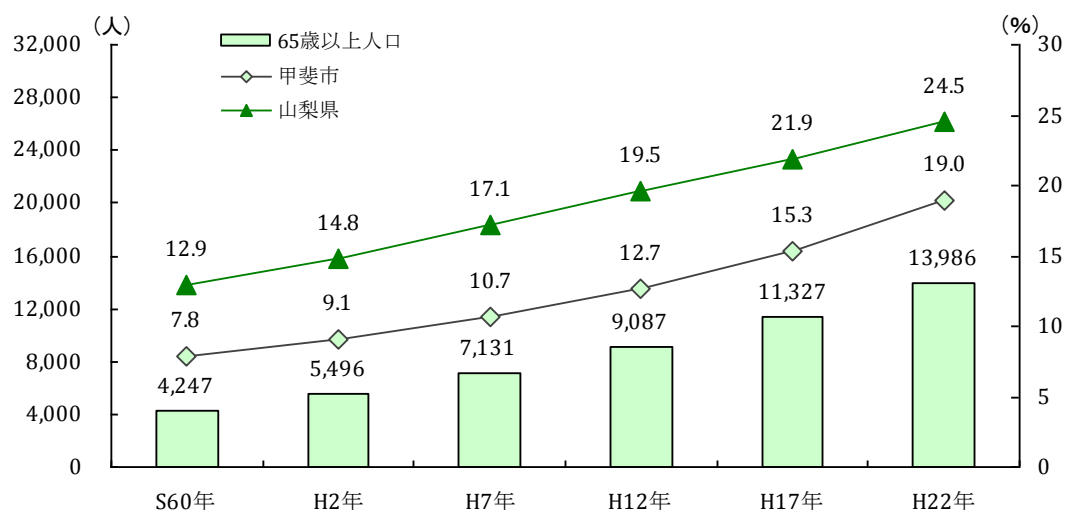
(3) 高齢者の福祉に関する現状

○高齢者数と高齢化率

甲斐市の高齢者数の状況を見ると、昭和60年には4,247人でしたが、平成22年には13,986人とおよそ3.3倍になっています。

高齢化率について、山梨県の平均と比較すると、一貫して下回っています。比較的若い世代が多い地域と言えますが、高齢化率は一貫して上昇しており、昭和60年の7.8%から平成22年には19.0%とおよそ2.4倍になっています。このことから、甲斐市の高齢化は着実に進行していることがわかります(図表3-1)。

■図表3-1 高齢者数と高齢化率の推移



出典: 国勢調査



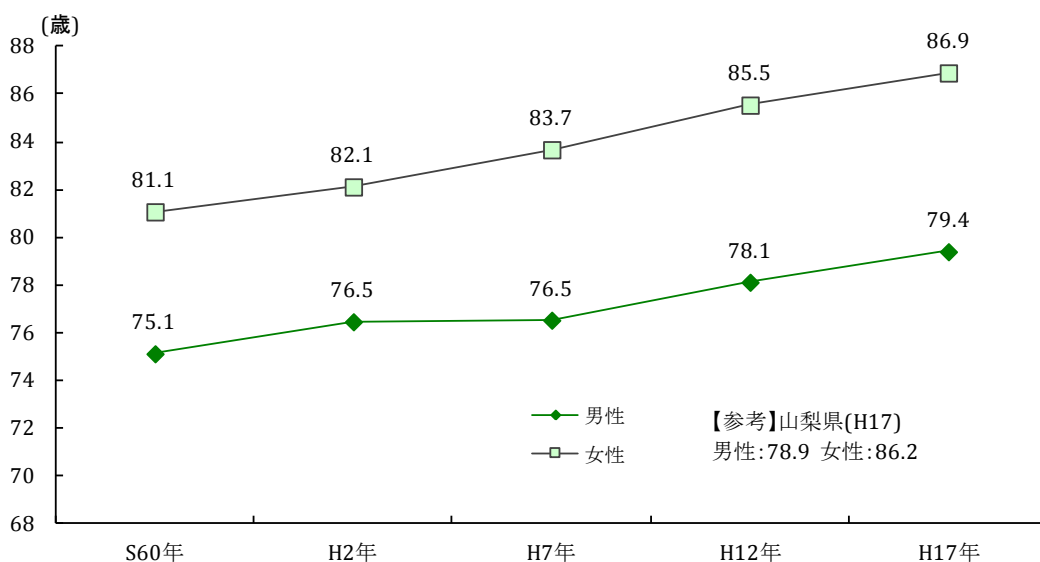
○男女別平均寿命

男女別平均寿命の推移を見ると、男性、女性ともに長寿となっています。また、全国的な傾向ですが、男性と女性では女性の平均寿命が上回っています。平成 17 年の男女別平均寿命を見ると、男性が 79.4 歳、女性が 86.9 歳と、女性が男性に比べ 7.5 歳長寿である結果となっています（図表 3-2）。

■図表 3-2 男女別平均寿命の推移

	S60年		H2年		H7年		H12年		H17年		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
旧竜王町	75.2	81.1	77.1	82.2	76.5	83.9	78.1	86.0	甲斐市	79.4	86.9
旧敷島町	74.9	81.1	75.7	81.8	76.4	83.2	77.6	85.0			
旧双葉町	75.2	80.9	75.5	82.4	76.8	83.7	78.9	84.9			
山梨県	74.9	80.9	76.3	82.4	76.8	83.7	77.9	85.2		78.9	86.2

出典：「総務省統計局」市町村別生命表

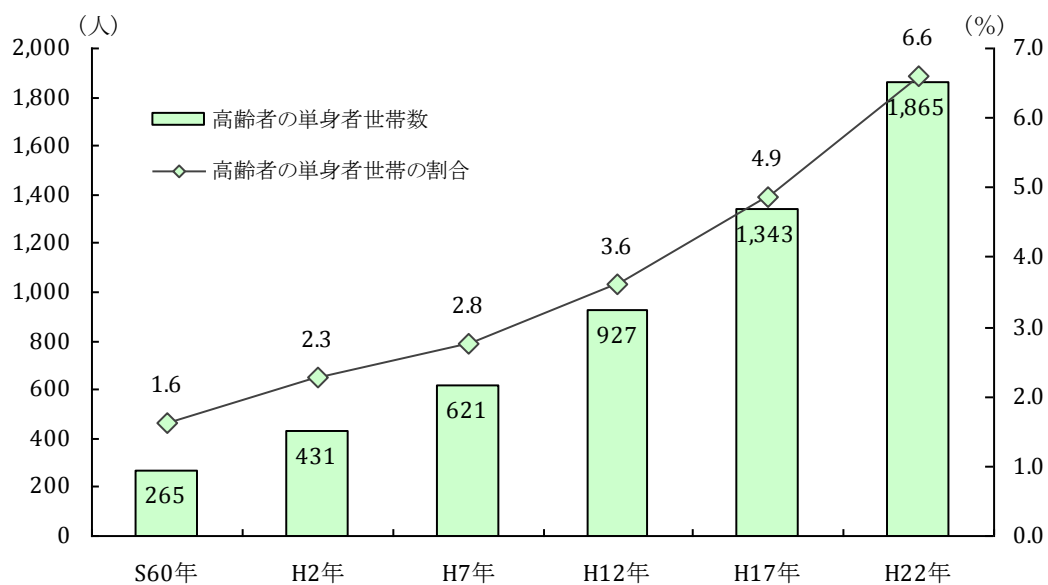


出典：「総務省統計局」市町村別生命表 ※S60年からH12年までは、旧町毎の平均寿命を単純平均して算出

○一人暮らし高齢者数

一人暮らしの高齢者（65歳以上）の推移を見ると、昭和60年には265世帯であったものが平成22年には1,865世帯とおおよそ7.0倍に上昇し、全世帯数に占める割合も1.6%から6.6%とおおよそ4.1倍の伸びを示しています（図表3-3）。

■図表3-3 一人暮らし高齢者数と全世帯に占める割合の推移



出典:国勢調査

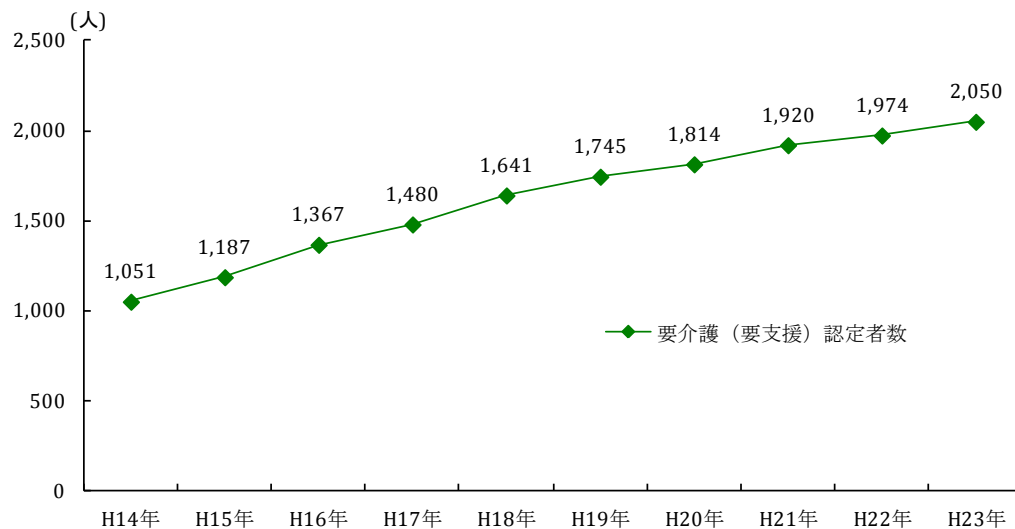


○要介護（要支援）認定者数

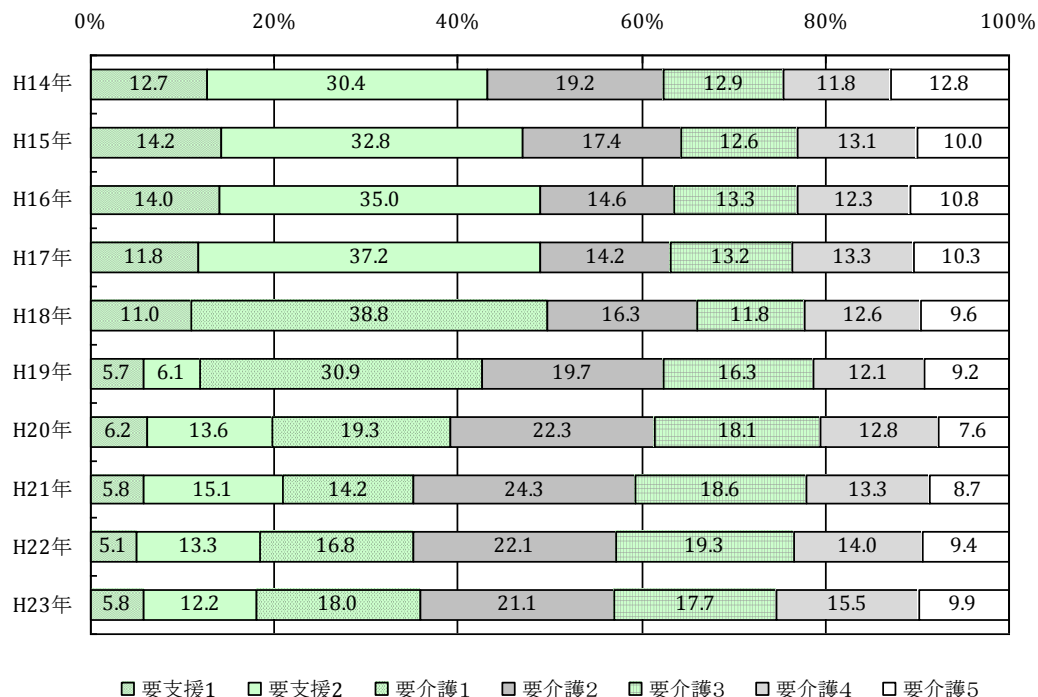
平成14年からの要介護（要支援）認定者数の推移を見ると、毎年増加傾向にあり、平成14年（1,051人）から平成23年（2,050人）にかけて約2倍となっています。（図表3-4）。

■図表3-4 要介護（要支援）認定者数推移

（各年4月1日現在）



出典：福祉課資料



出典：福祉課資料

平成18年度から要介護1が要支援2と要介護1に分類

(4) 障がい者に関する福祉の現状

○身体障害者手帳所持者の現状

①種類別身体障害者手帳所持者数および種類別構成比の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、平成16年から平成17年にかけて大幅に増加し、その後は微増傾向にあります。

障がいの種類別に構成比を見ると、「肢体不自由」が平成16年から現在まで5割以上を占めています。また、「内部機能障害」が3割程度を占めています（図表4-1）。

■図表4-1 種類別身体障害者手帳所持者数および種類別構成比の推移

(単位：人、各年4月1日現在)

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
視覚障害	67	137	154	138	140	138	146	154
聴覚平衡機能障害	91	164	179	186	196	207	230	243
音声言語そしゃく機能障害	11	17	21	22	21	22	26	26
肢体不自由	518	1,026	1,070	1,094	1,124	1,202	1,244	1,296
内部機能障害	251	595	638	647	691	726	767	780
合計	938	1,939	2,062	2,087	2,172	2,295	2,413	2,499



②障がい等級別身体障害者手帳所持者数および障害等級別構成比

障がい等級別に見ると、「1級」の占める割合が高く約3割で推移しています。「2級」を併せるとおよそ半数の方が「重度」となっています（図表4-2）。

■図表4-2 障がい等級別身体障害者手帳所持者数および等級別構成比の推移

（単位：人、各年4月1日現在）

	H21年	H22年	H23年
1級	705	733	770
2級	388	411	431
3級	335	349	370
4級	568	611	625
5級	143	142	135
6級	156	167	168
合計	2,295	2,413	2,499



出典：福祉課資料

○知的障がい者の現状

①等級別療育手帳所持者数及び等級別構成比

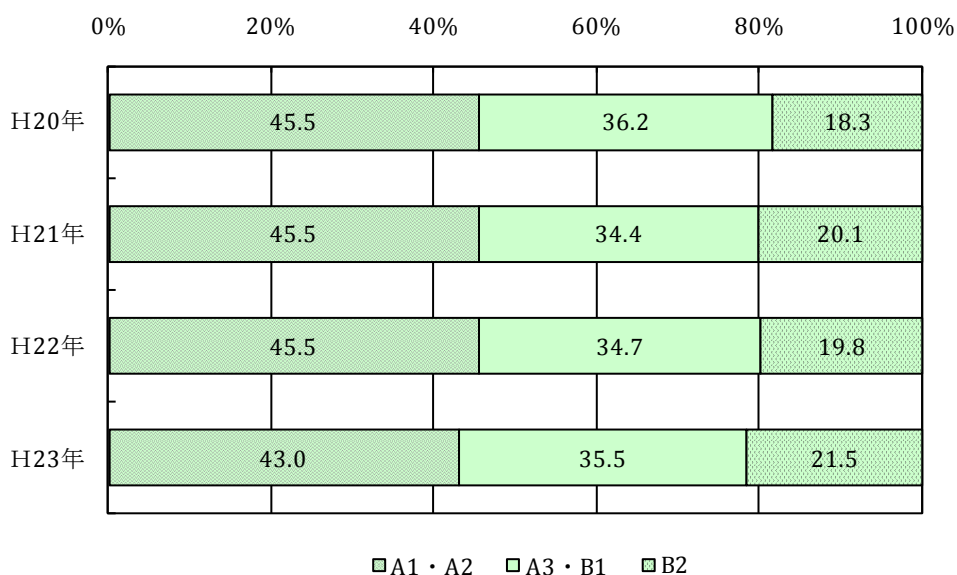
療育手帳所持者数の推移を見ると、平成 20 年から平成 22 年までは横ばい、平成 23 年は微増となっています。

等級別に見ると、「A 1」、「A 2」の割合が 4 割強を占めています。(図表 4-3)。

■図表 4-3 等級別療育手帳所持者数および等級別構成比の推移

(単位：人、各年 4 月 1 日現在)

	H20年	H21年	H22年	H23年
A1・A2	152	152	152	154
A3・B1	121	115	116	127
B2	61	67	66	77
合計	334	334	334	358



出典：福祉課資料

○精神障がい者の現状

①等級別精神保健福祉手帳所持者数および構成比

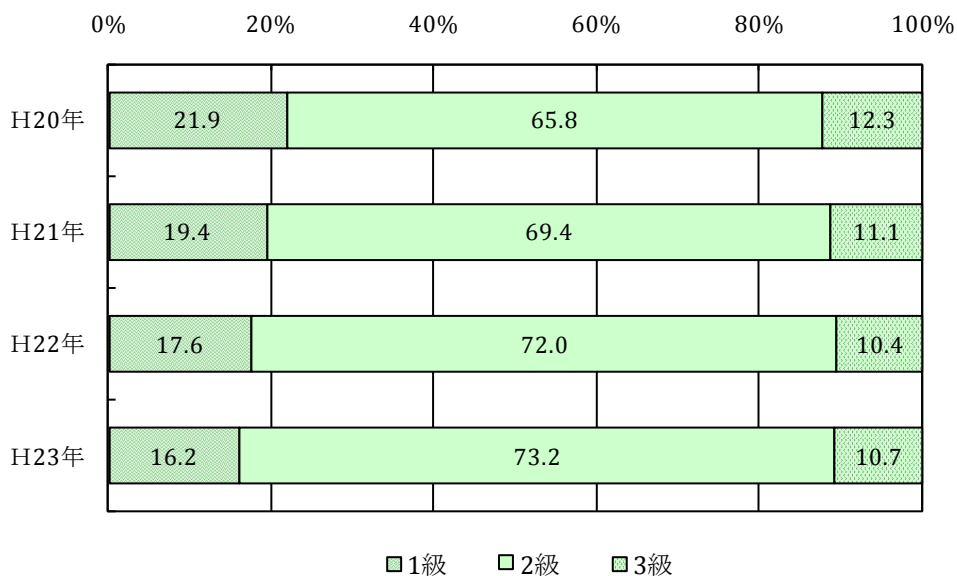
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、平成 20 年（269 人）から平成 23 年（365 人）にかけて増加傾向にあり、約 100 人（約 35%増）の増加となっています。

等級別に推移を見ると、「2 級」の割合が増えており、約 7 割をしめています。「1 級」、「3 級」の所持者数はほぼ横ばいとなっています（図表 4-4）。

■図表 4-4 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比の推移

（単位：人、各年 4 月 1 日現在）

	H20年	H21年	H22年	H23年
1級	59	56	61	59
2級	177	200	249	267
3級	33	32	36	39
合計	269	288	346	365



出典：福祉課資料

2. アンケートから見る現状

(1) 市民アンケート調査概要

①調査目的

甲斐市における地域福祉の現状及び市民の意向を把握し、地域福祉計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

②調査方法

- 1) 調査対象者 18歳以上の市民 2,000人
- 2) 抽出方法 平成23年7月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
- 3) 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- 4) 調査期間 平成23年7月7日～平成23年7月21日

③回収結果

- 1) 送付数 2,000
- 2) 回収数 1,149 (回収率 57.5%)
うち有効回答数 1,089 (有効回収率54.5%)

【年代別有効回答数】

年代	有効回答数	回答比率
10歳代	25	2.3%
20歳代	104	9.6%
30歳代	175	16.1%
40歳代	166	15.2%
50歳代	179	16.4%
60歳代	264	24.2%
70歳代	172	15.8%
80歳以上	3	0.3%
不明	1	0.1%
合計	1,089	100.0%

④調査内容

地域での暮らし、福祉に対する意識や活動、福祉サービスなど、福祉施策全般について質問しました。

⑤本文中の記号、調査結果の数値について

(S A) ……単一回答 (Single Answer) の略。選択回答は1項目。

(MA) ……複数回答 (Multi Answer) の略。回答する選択肢の数に制限。

複数回答における回答率は100%を超える場合があります。

n ……回答者数 (number) をあらわします。「n=100」は、回答者数が100人ということです。その際の比率は、nを100%として算出しました。

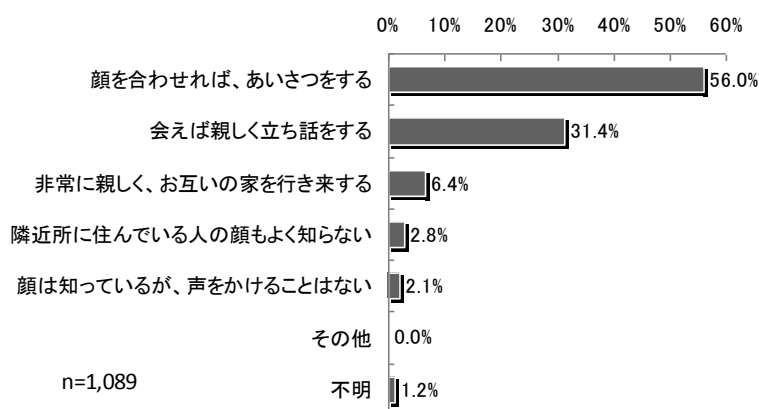
各回答項目の構成比は、小数点第二位を四捨五入しているため、各項目の合計が100%にならない場合もあります。

(2) 調査結果抜粋

①近所づきあいの程度 (S A)

近所づきあいの程度については、「顔を合わせれば、あいさつをする」が56.0%、「会えば親しく立ち話をする」が31.4%となっています。一方、「隣近所に住んでいる人の顔もよく知らない」(2.8%)、「顔は知っているが、声をかけることはない」(2.1%)と近所づきあいが希薄な様子も一部でうかがえます。

Q7: ふだん近所の人と、どの程度のつきあいをしていますか

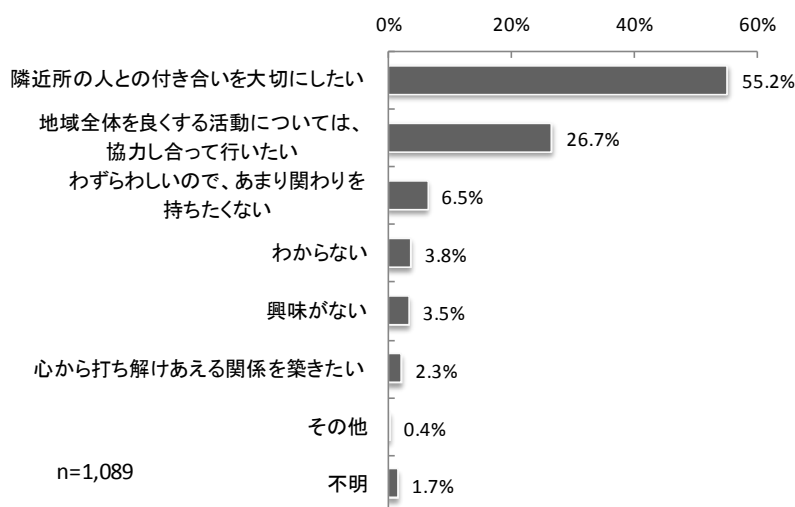


②近所との関わり方 (S A)

ご近所との関わり方については、「隣近所の人との付き合いを大切にしたい」が55.2%と過半数を占めています。

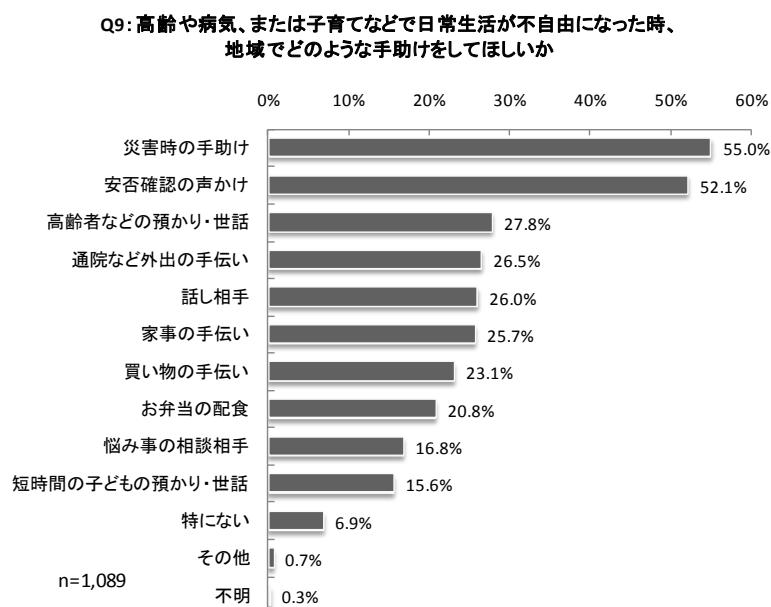
一方、「わずらわしいので、あまり関わりを持ちたくない」(6.5%)、「興味が無い」(3.5%)と、ご近所との関わりに否定的な意見も見られました。

Q8: 今後、ご近所との関わりをどのようにしたいですか



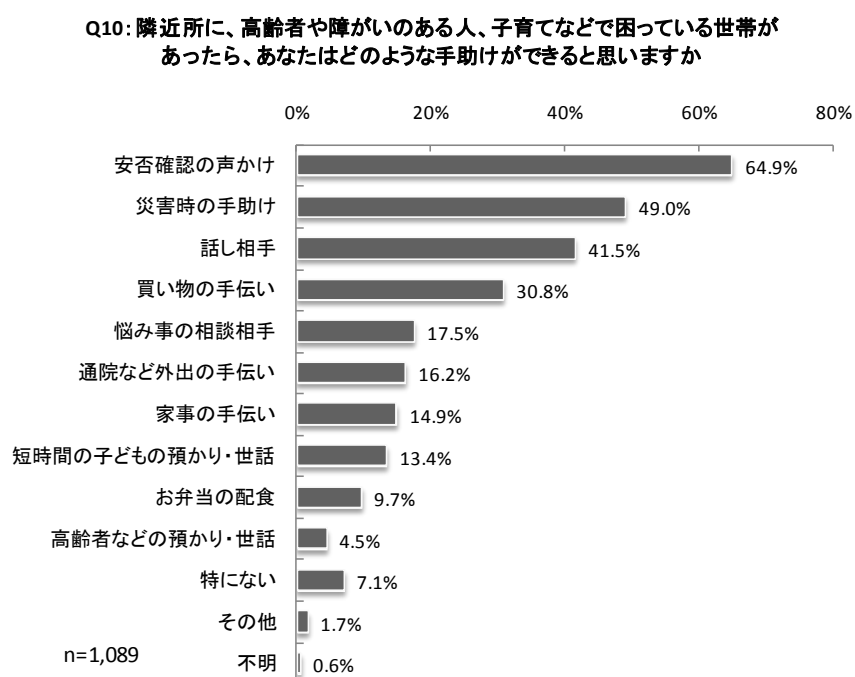
③日常生活が不自由になったときに希望する地域の手助け（MA）

日常生活が不自由になった時、地域に希望する手助けについては、「災害時の手助け」が 55.0%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が 52.1%となっています。



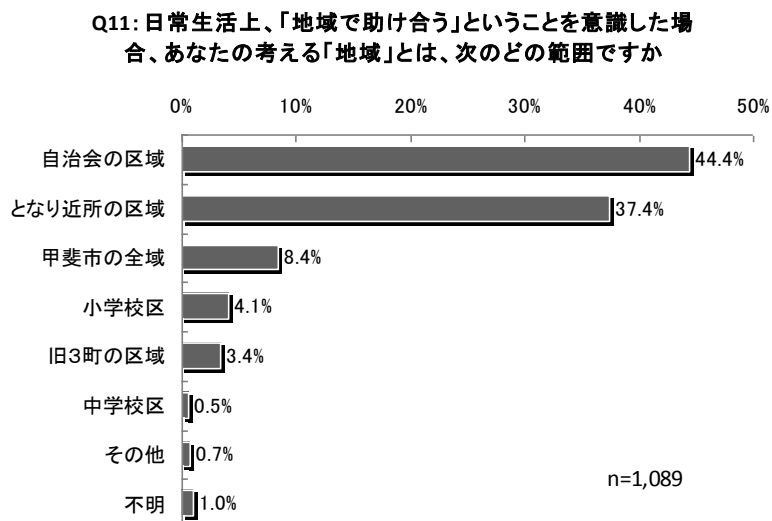
④隣近所にできる手助け（MA）

隣近所にできる手助けについては、「安否確認の声かけ」が 64.9%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が 49.0%、「話し相手」が 41.5%となっています。



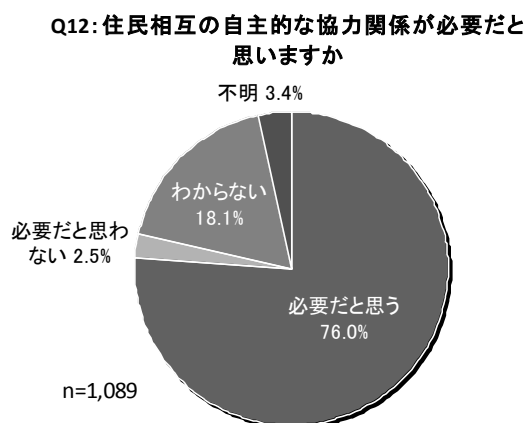
⑤「地域」の範囲（S A）

日常生活上、「地域で助け合う」ということを意識した場合に市民が「地域」と考える範囲は、「自治会の区域」が44.4%で最も多く、次いで「となり近所の区域」が37.4%となっています。



⑥住民相互の自主的な協力関係（S A）

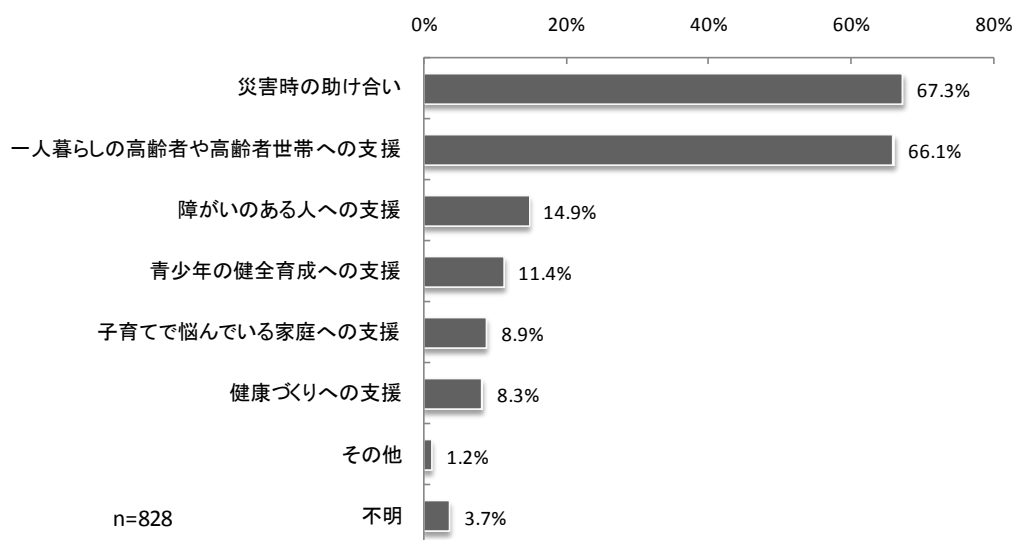
地域社会での生活に起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が「必要だと思う」が76.0%となっています。



⑦地域の人が協力して取り組むべきこと（MA）

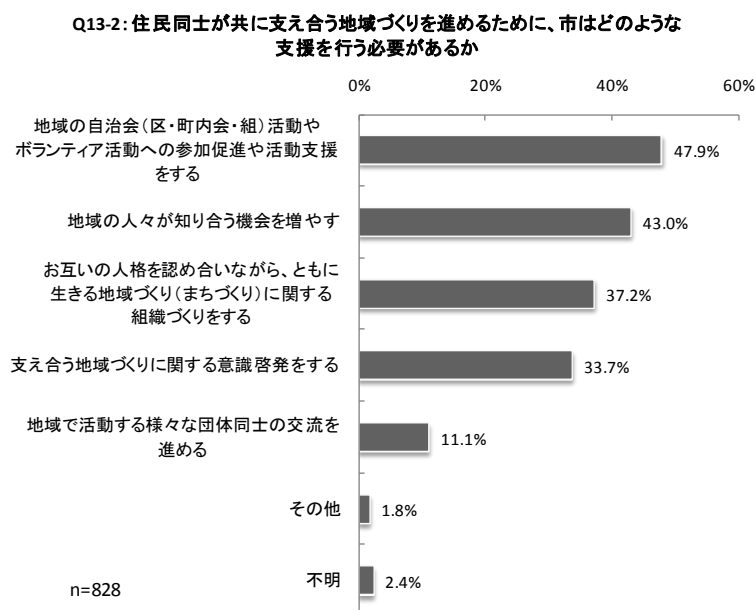
住民相互の自主的な協力関係が必要な問題については、「災害時の助け合い」が67.3%と最も多く、次いで「一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援」が66.1%となっています。

Q13-1: 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題は、どのようなことだと思いますか



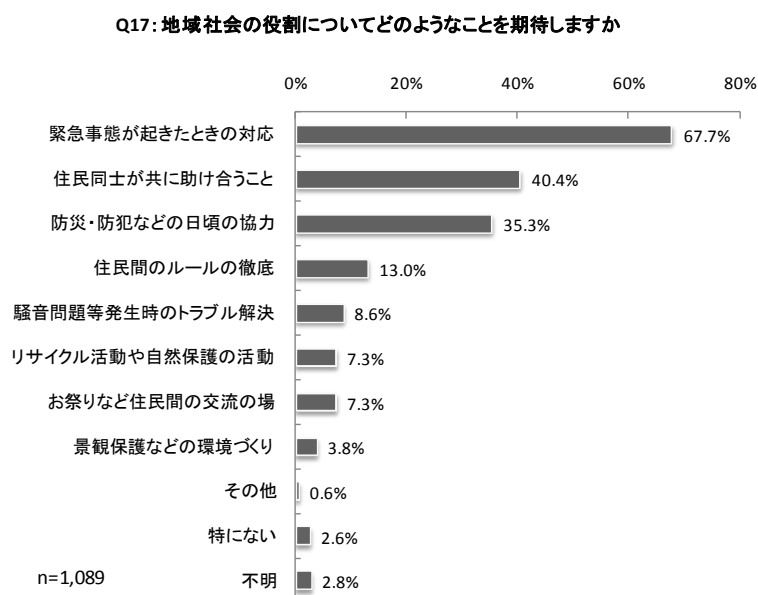
⑧共に支え合う地域づくりに必要な行政の支援（MA）

住民相互の自主的な協力関係に対して、市がどのような支援を行う必要があるか尋ねたところ、「地域の自治会（区・町内会・組）活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」が 47.9%と最も多く、次いで「地域の人々が知り合う機会を増やす」が 43.0%となっています。地域活動への支援や、交流機会の促進への取り組みが求められています。



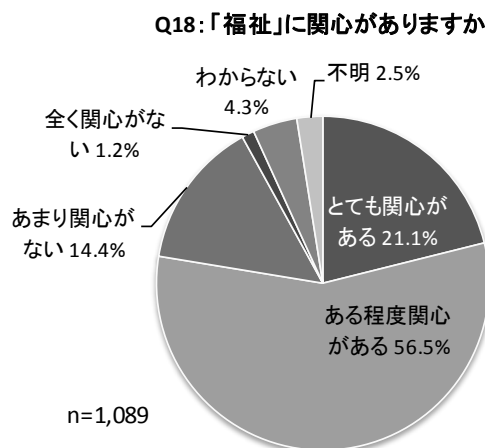
⑨地域社会の役割に期待すること（MA）

地域社会の役割に期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」が 67.7%と最も多く、次いで「住民同士が共に助け合うこと」が 40.4%、「防災・防犯などの日頃の協力」が 35.3%となっています。



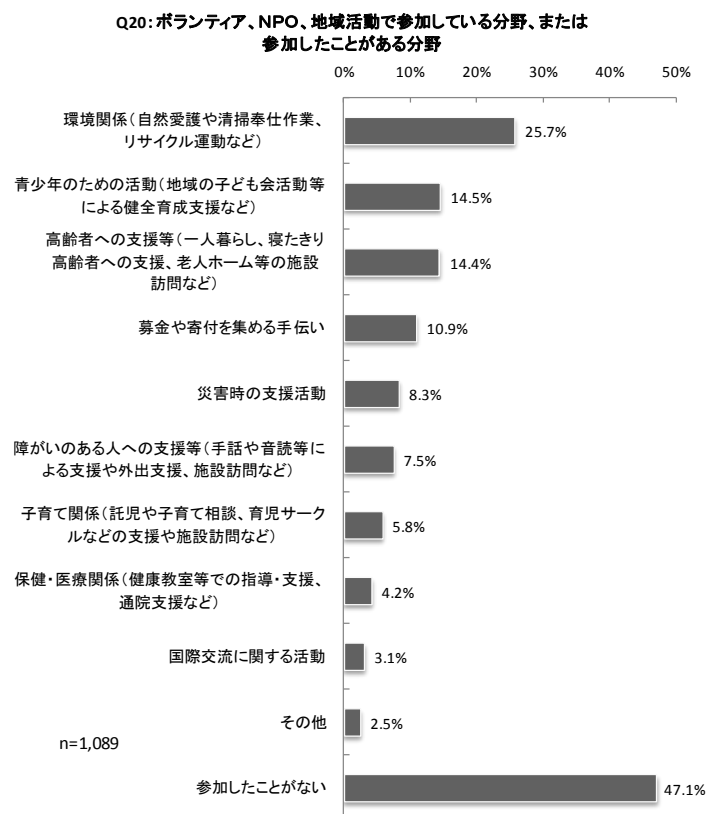
⑩福祉への関心（SA）

福祉への関心度では、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせると、関心がある人が77.6%を占めています。



⑪地域活動への参加状況（MA）

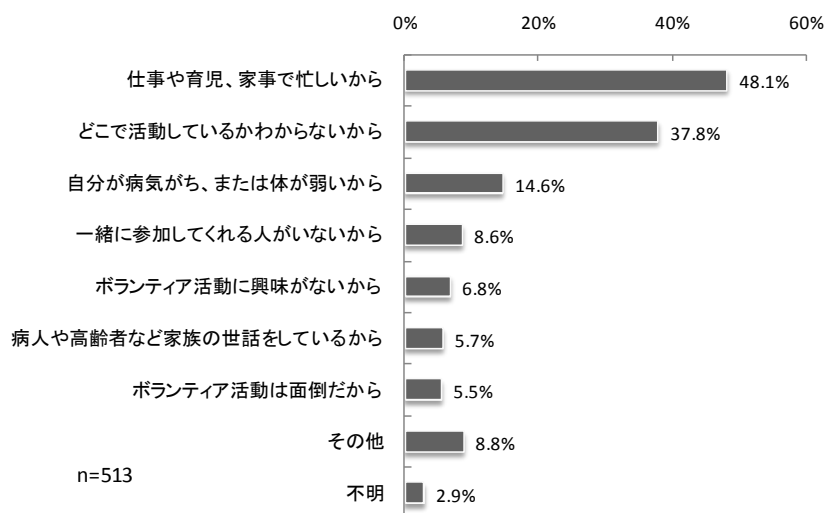
ボランティア、NPO、地域活動への参加状況をみると、47.1%と半数近くが「参加したことがない」状況です。参加活動の種類では、「環境関係」が25.7%と最も多くなっています。



⑫地域活動に参加しない理由（MA）

地域活動に参加しない理由は、「仕事や育児、家事で忙しいから」が48.1%と最も多く、次いで「どこで活動しているかわからないから」が37.8%となっています。

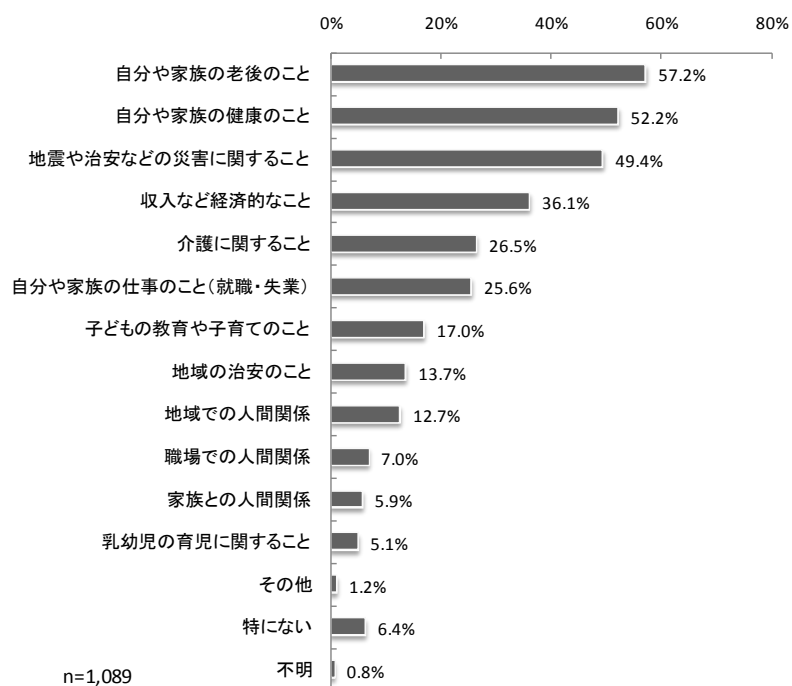
Q21-1: ボランティア、NPO、地域活動に参加しない理由



⑬日頃感じている悩みや不安（MA）

日頃の暮らしの中で感じている悩みや不安をみると、「自分や家族の老後のこと」が57.2%、「自分や家族の健康のこと」が52.2%と半数を超えています。

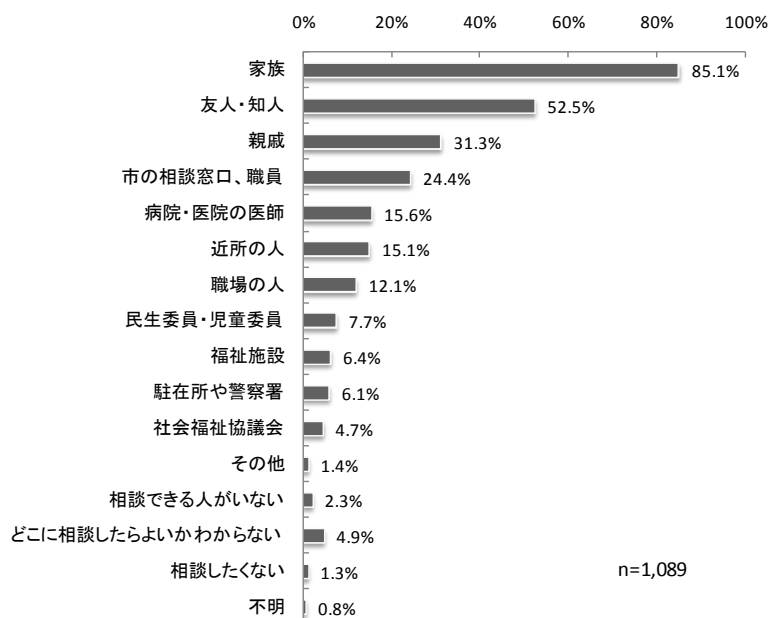
Q23: 日ごろの暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか



⑭相談相手（MA）

日頃の暮らしの中で相談や助けが必要な時に相談する相手としては、「家族」が85.1%と最も多くなっています。

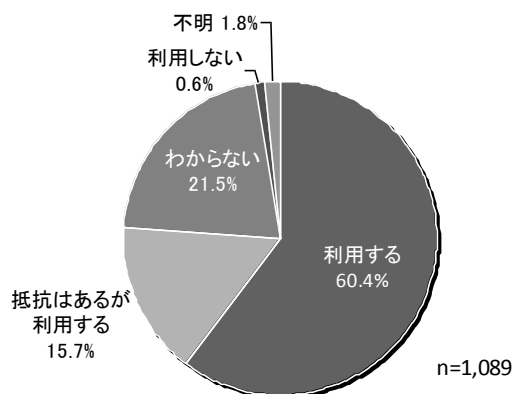
Q24: 毎日の暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に相談してみたいと思いますか



⑮福祉サービスの利用見込み（SA）

福祉サービスが必要になった時、すぐにサービスを利用するか尋ねたところ、「利用する」、「抵抗はあるが利用する」を合わせると、利用すると人が76.1%を占めています。

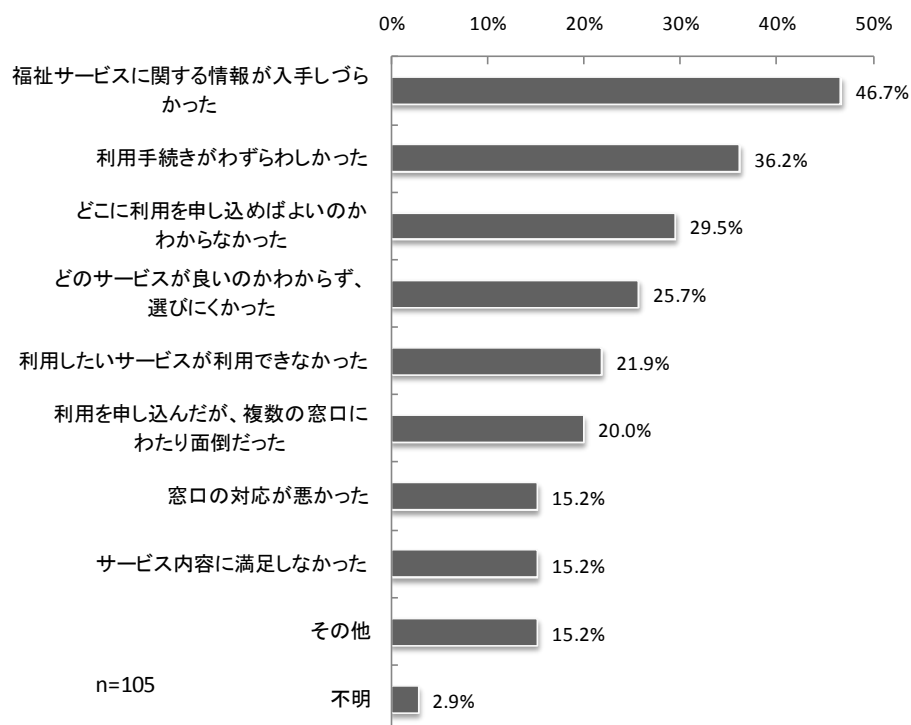
Q26: あなた自身やご家族に、福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか



⑩福祉サービスに不都合や不満を感じた理由（MA）

福祉サービスの利用に関して、不都合や不満を感じた理由としては、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が最も多く 46.7%、次いで「利用手続きがわずらわしかった」が 36.2%となっています。

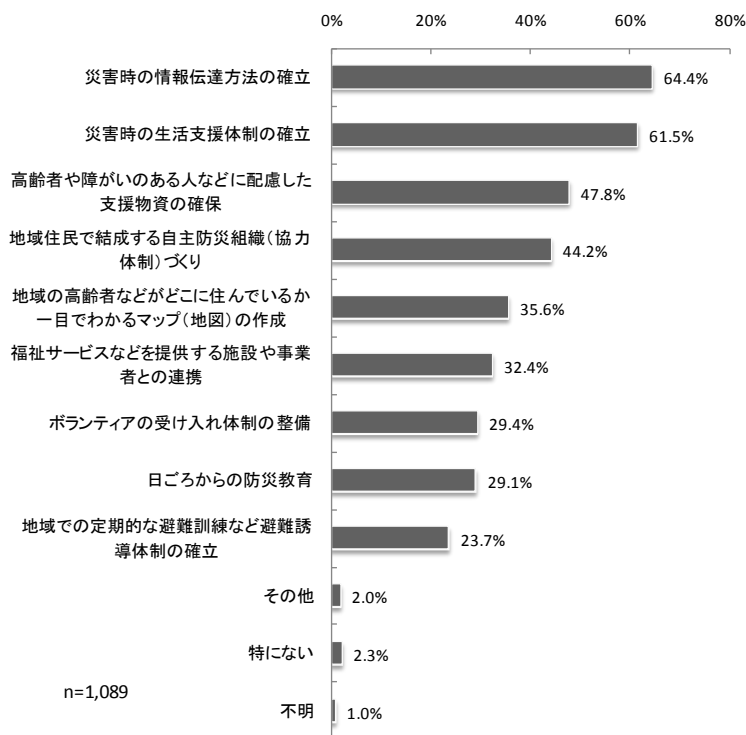
Q29: 不都合を感じたり不満に思った理由



⑰災害弱者への対策（MA）

高齢者、障がいのある人など災害弱者への対策については、「災害時の情報伝達方法の確立」が64.4%と最も多く、次いで「災害時の生活支援体制の確立」が61.5%となっています。

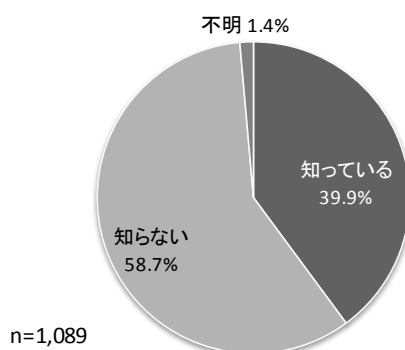
Q33: 災害弱者に対する対策として、特にどのようなことに取り組むべきだと思いますか



⑱民生委員・児童委員の認知度（SA）

地域の担当民生委員・児童委員の認知度は、「知らない」が58.7%と過半数を占めていますが、年齢別にみると、65歳以上の高齢者では7割以上の方が「知っている」と回答しています。

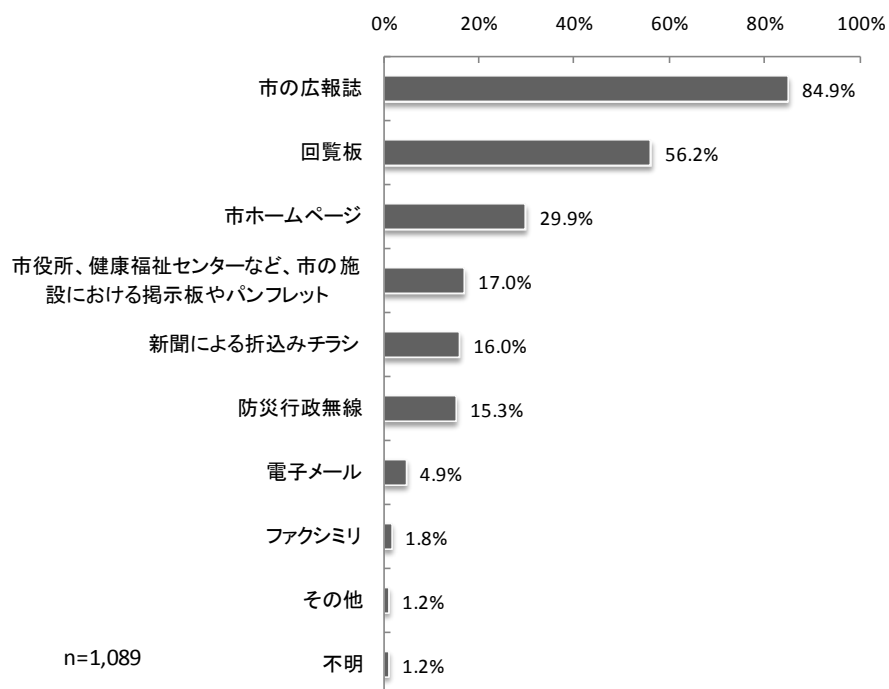
Q35: 居住地域の民生委員・児童委員を知っているか



⑱保健・福祉に関する情報入手（MA）

保健や福祉に関する情報を入手したい媒体としては、「市の広報誌」が84.9%と特に高くなっています。

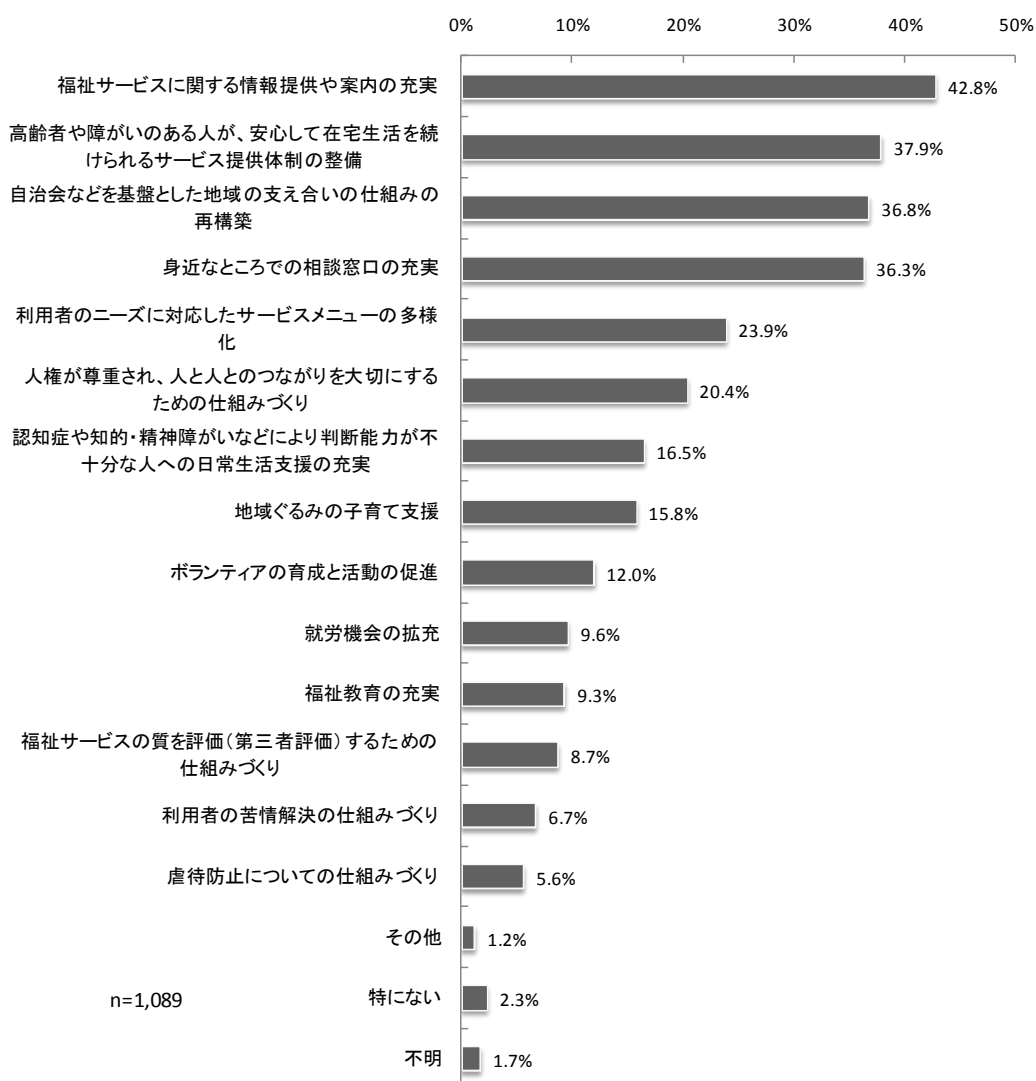
Q37: 甲斐市の保健や福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいか



⑳甲斐市が取り組むべき施策（MA）

地域福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき施策については、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」が42.8%と最も多く、次いで「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」(37.9%)、「自治会などを基盤とした地域の支え合いのしくみの再構築」(36.8%)、「身近なところでの相談窓口の充実」(36.3%)となっています。

Q38: 地域福祉のまちづくりのために市が優先的に取り組むべき施策



第3章 地域福祉計画の基本理念と基本目標

1. 地域福祉計画の基本理念

甲斐市では「笑顔あふれる ふれあいのまちをつくります」を市民憲章の一つとして定めています。また、第一次甲斐市総合計画・後期基本計画においては福祉分野の基本政策を「健やかで心ふれあうまちづくり」としています。

地域福祉は、地域で暮らす誰もが自分らしく、自立した生活を送るために必要不可欠なものです。そのためには、地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという気持ちを、一人ひとりがしっかりと心に刻むことが大切です。

一人ひとりが手をつなぎ、そしてそのぬくもりを忘れない、そのような「福祉のまち」を目指し、基本理念を次のとおり定めます。

一人ひとりが手をつなぎ

ぬくもりあふれる福祉のまちづくり



2. 地域福祉計画の基本目標

基本理念の実現に向けた施策を展開していくための基本的な方向性を示すものとして、以下の基本目標を定めます。

基本目標1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、個人の自立とともに、お互いの人権を尊重し、助け合い、支え合うことが必要です。

そのために、福祉意識の啓発や福祉教育の充実を図るとともに、世代を越えた交流ができる機会を提供し、地域の人々がふれあい、協力しあえる関係づくりに取り組みます。また、地域の福祉活動やボランティア活動への参加促進を図ります。

【取り組みの方向】

1. 地域福祉への意識啓発
2. 地域での交流と生きがいづくり
3. 地域での協力体制の構築
4. ボランティア活動の推進

基本目標2 地域生活を支える協働のまちづくり

地域福祉の推進においては、市民一人ひとりの自主的な地域福祉活動が重要ですが、それに加えて、自治会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、あるいはボランティア団体やNPOなど地域の福祉活動に関わる団体との連携・協働が不可欠です。

地域福祉の推進体制や地域活動の拠点を整備し、地域福祉に関わるネットワークの充実を図ります。また、福祉活動の新たな担い手の育成にも積極的に取り組みます。

【取り組みの方向】

1. 地域福祉ネットワークの充実
2. 地域福祉推進の担い手づくり

基本目標3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり

人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、市民が抱える生活課題や求める福祉サービスは複雑化・多様化しています。誰もが必要とする福祉サービスを利用できるようにするためには、一人ひとりがどのようなニーズを持っているのかを把握し、そのニーズを福祉サービスへとつなげていく仕組みづくりが求められます。

そのために、身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談支援体制を強化するとともに、住民ニーズに応じた適切でわかりやすい情報提供の充実を図ります。

【取り組みの方向】

1. サービスが利用しやすい仕組みづくり
2. 気軽に相談しやすい体制づくり

基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

地域のすべての人が、年齢や障がいの有無、社会的地位などに関わらず、健康で安心して暮らせるためには、誰もが自立して社会参加できるまちづくりが必要です。また、保健・医療・福祉分野の一体的な運営はもちろん、教育や環境、交通、防災、まちづくりなどの生活分野との連携も求められます。

高齢者、障がい者、子育て家庭等への支援体制を強化するとともに、誰もが自分らしく充実した生活をおくるために、健康づくり、生きがいをづくりに積極的に取り組みます。

また、安全・安心・快適に暮らせるように、良好な生活環境整備や移動支援の確保、防犯・防災体制の充実など、住みよいまちづくりへの取り組みを強化します。

【取り組みの方向】

1. すべての人にやさしいまちづくり
2. 健康で暮らせるまちづくり
3. 住みやすいまちづくり
4. 安心して暮らせるまちづくり

3. 施策の体系



具体的な取り組み

— (1) 地域福祉の広報・啓発活動 (2) 地域や学校での福祉教育の推進

— (1) 気軽にあいさつできる地域づくり (2) ふれあい・交流の場と機会の提供

— (1) 地域活動への参加促進 (2) 地域での支え合いの仕組みづくり

— (1) ボランティア意識の啓発 (2) ボランティア・NPO活動への支援

— (1) 地域福祉推進体制の整備 (2) 地域の活動や団体間の連携強化
(3) 地域活動の拠点整備

— (1) 社会福祉協議会との連携 (2) 民生委員・児童委員活動の支援
(3) 地域ボランティアなど担い手の育成支援

— (1) 情報提供の充実 (2) 住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備

— (1) 相談窓口の充実 (2) 相談支援体制の強化

— (1) 高齢者にやさしいまちづくり (2) 障がい者にやさしいまちづくり
(3) 子どもにやさしいまちづくり

— (1) 地域での健康づくりの推進 (2) 地域医療体制の充実

— (1) 良好な生活環境の整備 (2) 地域での交通安全対策 (3) 外出・移動手段の確保

— (1) 防犯体制の整備 (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

第4章 地域福祉推進のための施策

基本目標1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり

1. 地域福祉への意識啓発

地域福祉を推進するうえで、年齢や性別の違い、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりが生命の尊さやお互いの人権を尊重し、助け合い、支え合う地域社会を築くことが求められています。

しかしながら、近年は単身世帯の増加や核家族化の進展もあり、個人意識が強まるなかで地域のつながりが希薄化しています。また子どもや高齢者に対する虐待や女性に対する暴力など、新たな社会問題がクローズアップされ、更には様々な病気や障がいなどに対する理解が進んでいないなどの課題があります。

地域に住むすべての人が、福祉に対する理解や認識を高めるとともに、差別や偏見の解消や新たな生活課題の解決に取り組めるよう、身近な地域社会での人権意識や福祉意識の広報・啓発活動に努めます。

また、学校教育や福祉学習などを通じて、幅広い世代に対する相互理解・人権啓発の促進を図ります。

具体的な取り組み

(1) 地域福祉の広報・啓発活動

＜一人ひとりができること＞

- 地域社会は人と人との結びつきであることを理解します。
- 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして考えます。
- 自らが福祉サービスの受け手であると同時に担い手であることを認識します。

＜地域のみんが担うこと＞

- 地域の生活課題解決など、自主的な取り組みを推進します。
- 地域に密着した福祉活動を展開します。

＜甲斐市がすべきこと＞

- 広報誌やホームページなどを通じて、人権問題や地域福祉に関する意識啓発を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の紹介を行います。
- 人権意識や福祉意識の向上を目指し、啓発行事を開催します。

(2) 地域や学校での福祉教育の推進

<一人ひとりができること>

- 福祉への関心や理解を深めるため、自分のニーズにあった学習会などに積極的に参加します。
- 家族とのふれあいを通し、感謝や思いやりの心を育む家庭での福祉教育を推進します。

<地域のみんが担うこと>

- 地域にある組織、グループでの福祉教育の取り組みを推進します。
- 地域福祉活動や自治会などの活動への参加促進を行います。

<甲斐市がすべきこと>

- 学校教育の場において福祉教育をさらに推進します。
- 福祉をテーマとした講座などを開催します。
- 福祉教育に必要な知識や技術を持っている人を活用していきます。

2. 地域での交流と生きがいづくり

地域でのつながりが薄れ、隣近所とのつきあいをわずらわしいと感じる人も増えています。また、地域行事や世代間での交流機会も減ってきています。

互いに助け合い、安心して暮らせる地域社会を実現するには、顔の見える地域づくりが重要です。そのためにも、日頃からのあいさつや自然な声かけを行い、近所との付き合いを深め、親しみのもてる関係づくりを推進します。

また、身近で誰もが気軽に集まり、話し合えるふれあい・交流の場や機会が求められています。子どもから高齢者まで、様々な年代の人や立場の異なる人が世代を越えて交流できる場面をつくり、お互いの理解の促進を図ります。さらに、高齢者の方々がもつ知識や経験を次世代に伝える場を提供し、いきいきサロンなどを通じて高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを促進します。

具体的な取り組み

(1) 気軽にあいさつできる地域づくり

<一人ひとりができること>

- 基本的なあいさつを家庭から実践します。
- 地域住民は友人であるとの意識を持ち、積極的なあいさつを心がけます。

<地域のみんが担うこと>

- 地域住民が集うような場所では積極的にあいさつをして、顔の見える関係を築きます。
- 大人は子どものお手本となるように、率先してあいさつします。

<甲斐市がすべきこと>

- 来訪される市民を気持ちのよいあいさつで迎えます。
- 市全体で気持ちのよいあいさつ運動を推進します。

(2) ふれあい・交流の場と機会の提供

<一人ひとりができること>

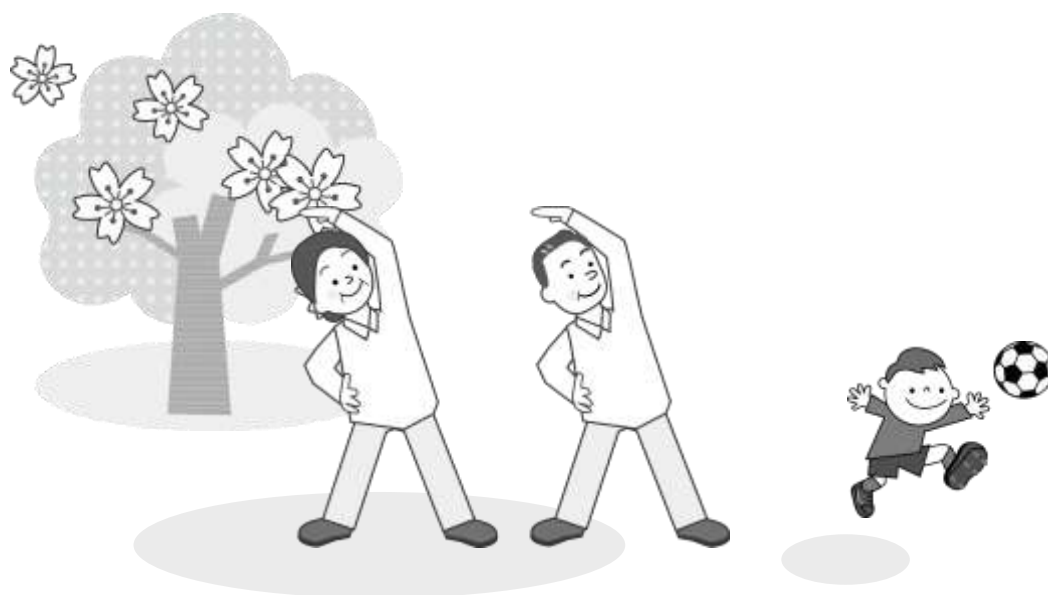
- 地域で行うイベント・行事へ積極的に参加します。
- 自ら友達や仲間をつくること、増やすことを心がけます。

<地域みんなが担うこと>

- 地域にある組織、グループでイベント・行事を企画します。
- 地域集会施設などを活用し、交流の機会を増やします。
- 若い人たちにも積極的に地域の行事に参加するよう呼びかけます。
- いきいきサロンなどの活動に取り組みます。

<甲斐市がすべきこと>

- 社会教育施設や体育施設等を市民に開放し、誰でも参加しやすく、交流できるような場の提供を推進します。
- 子どもから高齢者まで、様々な世代間の交流が深まるようなイベント・行事の充実に努めます。
- ふれあい・交流に必要な知識や技術を持っている人を活用します。
- 高齢者の生きがいや仲間づくりを促す場や機会を提供します。
- いきいきサロンなどの活動に対する支援を行います。



3. 地域での協力体制の構築

地域福祉推進のためには、市民一人ひとりが相互につながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという意識、すなわち「共に生きる地域」という視点が重要です。

しかしながら、地域につながりが希薄化するなかで、地域の行事に参加する人が減少しており、さらには住民異動や単身世帯の増加などから組や自治会への未加入世帯が増えているのが現状です。地域福祉推進の基盤となる市民相互のつながりを強めるためにも、自治会活動をはじめとした地域活動への参加促進に向けた取り組みを行います。

また、独居老人や認知症の高齢者、障がいのある人など支援や見守りが必要な人が増えています。地域住民同士が支え合い、助け合う仕組みづくりを積極的に支援します。

具体的な取り組み

(1) 地域活動への参加促進

<一人ひとりができること>

- 地域でのイベントや行事、自治会の活動などへ積極的に参加します。
- 地域の組織に加入し、住民同士の交流を深めます。

<地域のみんなが担うこと>

- 地域活動への参加を呼びかけます。
- 地域内の小さな活動を地域全体に広げていきます。
- 地域の課題解決に向けて自主的に取り組みます。

<甲斐市がすべきこと>

- 広報誌やホームページで広報活動を行い、市民に参加を呼びかけます。
- 地域活動への支援を行います。

(2) 地域での支え合いの仕組みづくり

<一人ひとりができること>

- 地域福祉に関心を持ち、地域の現状・課題を認識します。
- 普段からあいさつを心がけ、隣近所とのつきあいを大切にします。
- 困っている人がいたら声をかけ、手を差し伸べます。

<地域みんなが担うこと>

- 地域の課題解決に向けて自主的に取り組みます。
- 日常生活での困りごとをお互いに助け合います。
- 地域活動などで人々が集う時には、地域における心配ごとなどを話し合い、情報を共有します。
- 地域住民が主体となって支援が必要な人の見守り活動を行います。

<甲斐市がすべきこと>

- 支援が必要な人たちに対して、地域で行っている見守り活動を周知します。
- 民生委員・児童委員が行っている地域の見守り活動を推進します。



4. ボランティア活動の推進

これからの地域福祉は、行政が全ての役割を担うのではなく、地域やグループ、民間事業者などがそれぞれの立場で互いに支え合い、サービスを提供する形態が進展すると考えられます。なかでも地域福祉の推進には市民が主体的に参加することが非常に重要です。

社会貢献や福祉活動などに参加したいと考える人は増えてきており、市民アンケート結果によると、甲斐市でのボランティア活動への参加率は50%を超えています。今後、少子高齢化社会がさらに進展することが予想されており、ボランティアの果たす役割は一層重要視されています。

ボランティア活動やNPOの活動に対する市民の参加意識の啓発とともに、情報提供を充実し、参加へのきっかけづくりに取り組んでいきます。

また、ボランティア団体やNPOに対する支援を行い、活動の活性化を図ります。

具体的な取り組み

(1) ボランティア意識の啓発

<一人ひとりができること>

- 一人ひとりがボランティアに関心を持ちます。
- ボランティア活動を理解するため、地域福祉に関する交流会や勉強会など学習の場に積極的に参加します。

<地域のみんが担うこと>

- 社会福祉協議会などの開催するボランティア学習の機会への参加等呼びかけます。
- 地域でできるボランティア活動に取り組みます。

<甲斐市がすべきこと>

- ボランティア意識を醸成するため、地域における福祉活動の意義と重要性を周知します。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア体験や講座を開催します。

(2) ボランティア・NPO活動への支援

<一人ひとりができること>

- ボランティアやNPOの活動に関心を持ちます。
- 友人や仲間に声をかけ、ボランティア活動に参加します。

<地域のみんが担うこと>

- ボランティア活動が活発化するよう、社会福祉協議会と連携してボランティアリーダーなど担い手育成の充実を図ります。

<甲斐市がすべきこと>

- ボランティア団体、NPOの活動に関する情報収集、情報提供を行います。
- ボランティア団体、NPOの活動を支援します。

基本目標達成のための数値指標

目標項目	現況値		目標値(H28)	担当課など
福祉教育に関する講座等の開催回数	11回	H22	23回	福祉課 (社会福祉協議会)
世代間の交流を目的とした事業の開催回数	34回	H22	43回	長寿推進課
いきいきサロン参加者数	27団体 延べ 6,885人	H22	57団体 延べ 14,000人	長寿推進課 (社会福祉協議会)
福祉への関心度	77.6%	H23	85.0%	福祉課 (市民アンケート)
ボランティア、NPO、地域活動への参加割合	52.9%	H23	70.0%	福祉課 (市民アンケート)

基本目標 2 地域生活を支える協働のまちづくり

1. 地域福祉ネットワークの充実

市内には 136 の自治会（区）があり、それぞれ各自治会において地域防災活動・環境整備・文化・レクリエーション・青少年育成活動等を行い、地域コミュニティの活性化・交流活動を図っていますが、転入者が多い地区を中心として自治会に加入しない世帯があるなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

市民アンケートの結果をみると、「地域で助け合う」場合の「地域」を「自治会の区域」と捉えています。地域福祉の推進にあたっては、自治会は非常に重要な役割を担っており、その基盤強化が必要となっています。

自治会と行政が連携をとりながら、自治組織の活性化及び自治組織の振興のため自治会への加入促進を図るとともに、自治組織の活動拠点となる地域集会施設などの整備支援を進めます。

また、市内には新たなまちづくりの担い手として、ボランティア団体やNPOが様々な活動を行っています。これらの団体や地域が行う福祉活動について連携を強化するとともに、総合的な支援体制を構築します。

具体的な取り組み

（1）地域福祉推進体制の整備

<一人ひとりができること>

- 自ら地域の組織に加入し、住民同士の交流を図ります。
- 自治会や育成会などの行事や、環境美化活動などに進んで参加します。
- 広報誌や回覧板を読み、地域に関心を持ちます。

<地域みんなが担うこと>

- 地域住民がお互いに声を掛け合って、自治会行事などへの参加を促します。
- 住民同士で地域の情報の共有化を図ります。
- 地域住民が参加しやすい行事を企画します。

<甲斐市がすべきこと>

- 自治会加入に関する啓発チラシを転入者などに配布し、加入を働きかけます。
- 地域福祉に関する各種福祉団体の育成や活動を支援し、市民・団体・行政が一体となった地域福祉の推進体制を整備します。
- 地域を支えるネットワークつくるための支援を行います。

(2) 地域の活動や団体間の連携強化

<一人ひとりができること>

- 隣近所に積極的にかかわり、地域に関心を持ちます。
- 地域での福祉活動や、ボランティア、NPOなどの活動について知識を深めます。

<地域のみんが担うこと>

- 地域で活動しやすい場やきっかけをつくっていきます。
- 社会福祉協議会や行政と連携し、地域の実情に応じた活動を行います。

<甲斐市がすべきこと>

- 地域で行われる福祉活動や、各種団体の活動内容を広報誌などで広く周知します。
- 市内にあるボランティア団体やNPOなど、新しいまちづくりの担い手とのネットワーク化を図ります。
- 団体や関係機関との連携、情報交換を行い、総合的な支援体制の構築をめざします。
- 社会福祉協議会が行う地域福祉推進活動との連携を図り、その支援を行います。

(3) 地域活動の拠点整備

<一人ひとりができること>

- 地域の行事などには積極的に参加します。
- 地域集会施設などを地域福祉活動の拠点として有効活用します。

<地域のみんが担うこと>

- 地域福祉活動の拠点となる地域集会施設など、気軽に集える場の整備を行います。

<甲斐市がすべきこと>

- 地域福祉活動活性化のため、活動の拠点となる地域集会施設などの整備に対し支援します。
- 地域の空き家、空き店舗など、地域資源の活用を推進します。

2. 地域福祉推進の担い手づくり

地域の生活課題を認識しているのは地域に住む人たちであり、ともに支え合う効果的な地域福祉活動を展開するには、地域の人たち自らが地域福祉の担い手となって活動することが不可欠です。

しかしながら、地域福祉活動の担い手は固定化、高齢化しており、若い世代への福祉活動の広がりが不足しています。

地域で身近な福祉活動を行う人材を確保し、地域で支え合う活動に結び付けていくことが非常に重要となっており、地域活動やボランティア活動の啓発・広報などを通じて、幅広い世代から担い手を発掘・育成することが求められています。

甲斐市の地域福祉全般を担っている社会福祉協議会では、地域活動の担い手支援としてボランティアの育成、活動支援を行っています。地域の福祉力向上のために、地域と行政、社会福祉協議会の連携強化を推進するとともに、社会福祉協議会の活動を支援します。

また、民生委員・児童委員は住民の立場に立った地域の身近な相談者として、高齢者の見守りから子どもの健全な育成まで幅広い支援活動を通じて、地域福祉活動に積極的にかかわっています。今後も地域の中での相談・支援活動やニーズの把握などの幅広い福祉活動が行えるような支援を行います。

具体的な取り組み

(1) 社会福祉協議会との連携

＜一人ひとりができること＞

- 社会福祉協議会の会員となるとともに、活動内容に関心を持ちます。
- 社会福祉協議会の広報誌「かがやき」を読みます。

＜地域みんなが担うこと＞

- 社会福祉協議会が策定した地域活動計画を皆で理解し参加を促します。

＜甲斐市がすべきこと＞

- 社会福祉協議会の活動内容について周知し、認知度向上に努めます。
- 社会福祉協議会が推進する地域福祉活動との連携を図り、その支援を行います。

(2) 民生委員・児童委員活動の支援

<一人ひとりができること>

- 民生委員・児童委員の活動内容に関心を持ち、身近な相談相手とします。

<地域のみんが担うこと>

- 民生委員・児童委員が活動しやすいように、地域で積極的に協力・支援していきます。
- 民生委員・児童委員は、地域の良き相談役となるよう努めます。
- 民生委員・児童委員は、地域住民の生活課題を的確に把握し、行政や関係機関に必要な情報を伝えます。

<甲斐市がすべきこと>

- 民生委員・児童委員とその活動内容について周知し、認知度向上に努めます。
- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援します。
- 民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を学べるよう、研修会を行います。

(3) 地域ボランティアなど担い手の育成支援

<一人ひとりができること>

- 地域福祉活動に関心を持ち、活動に協力・参加します。
- 自分自身の知識や経験、技術を地域で活かします。

<地域のみんが担うこと>

- 地域の行事や活動を通して、地域の人材の発掘を行います。
- ボランティアの養成・育成や、ボランティア活動の支援などを社会福祉協議会と連携して行います。
- 将来の福祉の担い手を育てるため、社会福祉協議会と学校や地域などが連携して、福祉教育を推進します。

<甲斐市がすべきこと>

- さまざまな生活課題、住民ニーズに対応した研修会などを開催し、地域福祉の担い手育成に努めます。
- 高齢者や団塊の世代など豊富な知識・経験・能力を持った方が、地域福祉の担い手として活躍できるような場を提供していきます。

基本目標達成のための数値指標

目標項目	現況値		目標値(H28)	担当課など
自治会加入率	84.0%	H22	90.0%	市民活動支援課
民生委員・児童委員の相談件数	4,352 件	H22	4,700 件	福祉課
福祉ボランティア団体数	57 団体	H22	85 団体	福祉課 (社会福祉協議会)
民生委員・児童委員の認知度	39.9%	H23	60.0%	福祉課 (市民アンケート)



基本目標 3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり

1. サービスが利用しやすい仕組みづくり

市民アンケートの結果をみると、福祉サービスの情報提供に関する要望が多く見受けられました。市民はどのようなサービスがあり、どうすれば利用できるのか、どこに申請すればよいのかなど、詳細な情報を求めています。

しかしながら、一方的に情報を流すだけでは市民に伝えることはできません。市民がどのような課題を抱えており、どのようなサービスを求めているのか、サービスを必要としている人のニーズに応じた、わかりやすい情報提供に努めます。

また、福祉サービスを必要とする人が、安心してサービスを選択し、利用できるような仕組みが必要です。しっかりと利用者の声を聞き、意見や苦情などを幅広くくみ取り、サービスの質の向上や改善につなげていく体制を整備します。

具体的な取り組み

(1) 情報提供の充実

<一人ひとりができること>

- 「広報甲斐」や「社協だより」、回覧板などを読み、市をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。
- サービスを必要とする人に対して、知っている情報を提供します。

<地域のみんが担うこと>

- 地域の情報提供手段として回覧板を有効に活用します。
- 地域内で各種情報を共有する場をつくります。

<甲斐市がすべきこと>

- 市の各種窓口相談の充実に努めます。
- 市外からの転入者に対して、「くらしのガイドブック」を市役所窓口で配布します。
- 情報発信媒体としての「広報甲斐」やホームページなどを、市民にとってわかりやすい情報提供となるよう努めます。
- 福祉サービスなどの情報が行き届くように、地域の福祉を支える民生委員・児童委員や自治会、ボランティア、NPO、民間事業者など福祉関連機関へ情報提供を行います。
- 福祉サービスに関する制度や内容、ボランティアの情報、関係機関・団体等の活動内容について市民への情報提供に努めます。

(2) 住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備

<一人ひとりができること>

- 市からの各種アンケート調査などに回答するよう努めます。
- 市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの福祉サービス提供事業者に対して、サービスに関する要望や意見を伝えます。

<地域のみんが担うこと>

- 日常生活のなかで知り得た必要と思われる情報は、市の関係窓口へ提供します。
- 地域での組織的な見守り活動を推進していきます。

<甲斐市がすべきこと>

- アンケート、訪問等による福祉ニーズ調査の実施に取り組みます。
- 「市長の手紙」や対話集会などの開催などにより、市民ニーズの把握に努めます。
- 福祉サービス利用者からの相談等に対して適切な対応、解決を図るため、相談体制を整えます。
- 相談内容等の情報を把握し、その解決からサービスの質の向上や改善につなげる体制を整備します。
- 支援が必要な人が助けを求めやすい環境の整備に努めます。
- 児童や高齢者、障がい者の虐待、DV²などの早期発見、早期対応が可能な体制を整備します。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域の関係者と連携を強化するなど、福祉サービスを適切に推進する仕組みを充実します。

² DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものからふるわれる暴力のことです。

2. 気軽に相談しやすい体制づくり

市民が抱える問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するには、気軽に相談できる場を確保することが必要です。

市民アンケート結果によると、「相談や助けが必要なとき誰に相談するか」について、家族、友人や知人、親戚など、身近な人に相談している傾向がうかがえます。一方で、身近に相談場所がない、相談場所が分からないとの意見があり、また、既にある相談窓口についても、さらなる充実や気軽に相談しやすい体制づくりを期待する声が出ています。

福祉サービスの種類は多く、必要とするサービス内容を選択することに困難や負担が生じないうよう、身近な相談や専門的な相談も的確に行う必要があります。

市民が安心して生活していくためにも、各相談窓口の周知を図り、認知度を高めるとともに、気軽に生活に関する相談ができるような相談窓口の充実を図ります。また、相談内容によっては各専門機関など最適な相談機関を紹介できるよう、相談支援体制の強化に取り組みます。

具体的な取り組み

(1) 相談窓口の充実

<一人ひとりができること>

- 広報誌やホームページなどを利用し、日常的なサービスと相談窓口についての知識を身につけます。
- 地域の民生委員・児童委員の活動内容を理解します。
- 必要な場合は、民生委員・児童委員や専門機関に相談するとともに、自らも課題解決に努めます。

<地域のみんが担うこと>

- 相談窓口の開設などの情報を地域で共有します。
- 自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

<甲斐市がすべきこと>

- 広報誌やホームページなどを通じ相談窓口の周知の強化を図ります。
- 複雑化する市民ニーズと課題に対して、専門職員の配置等により、個々の相談業務機能を強化します。
- 相談者のプライバシーに配慮します。
- 来訪する市民に対し、総合窓口による相談サービス機能の充実を図ります。
- 職員の資質の向上に努めます。

(2) 相談支援体制の強化

<一人ひとりができること>

- ひとりで悩まず相談します。
- 地域の中で、困ったときに相談できる人間関係をつくれます。

<地域のみんが担うこと>

- 地域で困っている人がいたら、自治会長、民生委員・児童委員等への相談を促すとともに、早めに市の担当窓口へ相談し、問題解決に努めます。

<甲斐市がすべきこと>

- 民生委員・児童委員、ボランティア団体、専門機関などの活動についての周知に努めます。
- 民生委員・児童委員など身近な地域の相談員の相談体制の充実を図り、適切な福祉サービスに結び付けていきます。
- 相談内容に応じて担当窓口や専門機関へつなぐ連携の仕組みを強化します。

基本目標達成のための数値指標

目標項目	現況値		目標値(H28)	担当課など
福祉に関する相談件数	15,854 件	H22	17,400 件	福祉課 子育て支援課 長寿推進課 健康増進課
福祉サービスが必要になったときに、サービスを利用する人の割合	76.1%	H23	80.0%	福祉課 (市民アンケート)

基本目標 4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

1. すべての人にやさしいまちづくり

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が自立して社会参加し、安心して暮らせるまちの実現が必要です。高齢者福祉の充実に努めるとともに、健康で活動的な高齢者が集い交流できる場を設け、生きがい、健康づくりの推進を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で生活していくために、住まいの確保や、就労支援をはじめとする社会参加の促進、移動サービスの改善など、地域での生活を支援します。加えて、障がい者に対する差別や偏見をなくすために、地域住民との相互理解を深めるための取り組みを行います。

少子化が進行する中、核家族化や母子（父子）家庭の増加、共働き家庭の増加などにより、子育ての環境は大きく変化しています。次代を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長できるまちづくりを進めることは地域全体の責務です。

安心して出産や子育てができる環境整備に努めるとともに、地域全体で子どもを見守り、育てていく体制を強化します。

具体的な取り組み

(1) 高齢者にやさしいまちづくり

<一人ひとりができること>

- 高齢者をいたわる心を持ちます。
- 高齢者団体の活動に関心を持ちます。
- 地域や行政が行う行事・イベントなどに積極的に参加します。
- 自分にとって必要かつ適切なサービスの利用を心がけます。

<地域のみんが担うこと>

- 一人暮らしや高齢者世帯に対して安否確認や声かけなど、地域での見守り体制を確立します。
- 高齢者が参加、活動できる機会をつくります。
- 高齢者が気軽に集える交流の場をつくります。
- 社会福祉協議会と連携し、高齢者団体の活動を推進します。

<甲斐市がすべきこと>

- 医療・保健・福祉・年金・介護など各種制度についての周知に努め、相談体制を充実させます。
- 高齢者の健康づくり、生きがいくくり活動を支援します。
- 社会福祉協議会や老人クラブなど各種活動団体の育成、支援を行います。

(2) 障がい者にやさしいまちづくり

<一人ひとりができること>

- 障がいに対しての理解を深め、障がい者ととともに地域や行政が行う活動に積極的に参加します。
- 障がい者団体の活動に関心を持ちます。
- 自分にとって必要かつ適切なサービスの利用を心がけ、自立をめざします。
- 困りごとは早めに地域の障害者相談員などに相談し、支援を求めます。

<地域のみんが担うこと>

- 障がい者への安否確認や声かけなど、地域での見守り体制を確立します。
- 障がい者が参加、活動できる機会をつくります。
- 社会福祉協議会と連携し、障がい者団体の活動を推進します。
- 民生委員・児童委員は担当地域内の状況を把握し、必要に応じた訪問活動を行います。
また、情報の共有化など行政との連携を図ります。

<甲斐市がすべきこと>

- 障がい者に対する理解を深めるため、福祉教育の充実を図ります。
- 制度や福祉サービス、サービス提供事業者や医療機関などの関係機関に関する周知の強化に努めます。
- 行政内部での連携の強化に努め、乳幼児期または幼少期から学童期、青年期への一貫した支援を行います。
- 相談・支援の強化を図るとともに、相談しやすい体制を引き続き整備していきます。
- 社会福祉協議会や障害者福祉会などの各種活動団体などの育成、支援を行います。

(3) 子どもにやさしいまちづくり

<一人ひとりができること>

- 家庭が子育ての基盤であると認識し、健やかに子どもを育てるよう努めます。
- 子育て教室などに参加し、父母としての役割を自覚します。
- 正しい子育ての知識を身につけます。
- 規則正しい生活を行い、家族そろって食事するよう心がけます。
- 子育てに不安や困難を感じたら、相談機関に気軽に相談します。
- 普段から近所との交流を行い、子育ての悩みを聞いてもらいます。
- 計画的な生活を営み、健全な家庭環境を心がけます。

<地域みんなが担うこと>

- 学校、職場、地域にかかわるすべての人が、それぞれの役割を發揮し、社会全体で子育て家庭を支援します。
- 地域における見守り体制を確立します。
- 虐待を発見したら早期に通報します。
- 子育てサークルなど、保護者同士のコミュニティを構築します。
- 交通事故や犯罪などから子どもを守ります。
- 公園など地域の遊び場の管理をします。
- 職場ではワーク・ライフ・バランス³の充実を図るよう、雇用環境の充実に努めます。

<甲斐市がすべきこと>

- 子育ての不安や悩みを解決できるよう、情報提供の充実と相談・サポート体制の強化を図ります。
- 子どもへの虐待に対する早期発見・早期対応、未然防止ができる体制を確立します。
- 子どもが地域で自由に遊び、安心安全にすごせる環境づくりに努めます。
- 子育て家庭への支援を充実し、経済的負担を軽減するよう努めます。
- 子どもの健全育成に向けた各種施策・事業を展開します。

³ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言います。

2. 健康で暮らせるまちづくり

地域住民が自分らしく生き生きと暮らすためには、健康であることが何よりも大切であり、地域福祉の推進においても重要な要素となっています。

若い時から「自分の健康は自分で守る」という意識を心がけ、健康を維持している段階から検診を受診したり、継続的な運動やバランスのとれた食生活を実践していくことが求められています。

自ら生活習慣を改善できるよう、継続的に個別健康教育・相談を行い、市民の健康意識の向上と健康管理に対する正しい知識の普及に努めます。

また、医療が必要な時には、まずかかりつけ医に相談し、受診するという体制を浸透させ、病院と診療所の適切な連携を促進するとともに、休日夜間に適切な治療が受けられるよう、救急医療体制の整備を推進します。

最近では救急車を安易に利用したり、緊急性の低い人が救急外来を気軽に利用するコンビニ受診などの問題も出てきています。本当に医療を必要とする人が適切な対応を受けられるように、意識の啓発を図ります。

具体的な取り組み

(1) 地域での健康づくりの推進

＜一人ひとりができること＞

- 1年に1回は健康診査を受け、自分の健康状態を知るよう心がけます。
- 転倒・骨折予防のため、身体機能の維持に取り組みます。
- 自分の食事の適量を知り、バランスの良い食事を心がけます。
- ひとり暮らし同士が声をかけ合って食事するなど、1日に1回は2人以上で楽しく食事を
するよう心がけます。
- 自分なりの楽しみや趣味を見つけます。
- 各種教室、サークル活動等、地域の活動に積極的に参加します。

＜地域のみんなが担うこと＞

- 健康診査やがん検診など、近所で誘い合って受診するよう努めます。
- 生活習慣病の予防に関する教室を開催します。
- ボランティア・趣味等の団体活動の活性化を図ります。
- 社会福祉協議会や自治会などでは、地域の集会施設などを活用して、食事会等を開催し
ます。
- バランスのとれた食事を実践するための料理教室などを開催します。
- ラジオ体操、ウォーキングなど仲間づくりを兼ねたレクリエーション活動を開催します。

<甲斐市がすべきこと>

- 受診しやすい体制を引き続き整備し、健康診査の受診率の向上を図ります。
- 生活習慣病の予防に関する知識の普及啓発に努めます。
- 介護予防・転倒予防・認知症予防教室等を実施します。
- シルバー人材センター等による就業機会を支援します。
- ボランティア等地域活動を支援します。
- 高齢者に合ったスポーツ・レクリエーションの機会の充実を図ります。
- 子どもから高齢者まで、食生活から健康を考え推進する取り組みを行います。

(2) 地域医療体制の充実

<一人ひとりができること>

- かかりつけ医を持ち、早めの受診、疾病の早期治療を心がけます。
- 身近で受診できる医療機関の把握に努めます。
- 救急医療は必要な時のみ利用するよう心がけます。

<地域のみんが担うこと>

- 災害時に備えるため、日頃から救急医療について学びます。

<甲斐市がすべきこと>

- 身近で受診できる医療機関の情報を的確に把握し、提供します。
- 休日や夜間などの救急医療体制について、関係機関との連携を図り充実させます。
- 救急医療の適正な利用について、広報誌などにより意識の啓発を図ります。

3. 住みやすいまちづくり

甲斐市は比較的身近に山林や河川といった自然を感じることができるまちです。良好な自然環境や生活環境は、地域にとってなにもものにも代え難い財産です。環境保全活動への取り組みは、地域コミュニティの形成・発展にも貢献し、地域力向上につながります。地域で快適に暮らすために、地域におけるルールやマナーを守れるまちづくりに取り組みます。

また、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活を送るために、道路や住宅、公共施設など生活環境のバリアフリー化とともに、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザイン⁴によるまちづくりを推進します。

安心・安全な生活を確保するためには、地域内生活道路における安全性の向上が必要です。危険箇所の改善や歩道の整備、段差の解消など、歩行者や自転車にやさしい道路環境の整備に努めます。

自動車の普及により公共交通利用者が減少し、路線やサービスが縮小された結果、交通手段が少ない交通空白地域が一部に見られます。そのため子どもや高齢者、障がい者など、いわゆる交通弱者の移動手段の確保が困難となっています。誰もが安全かつ円滑に外出できるよう、利用しやすい移動手段の確保や公共交通の利便性向上を図ります。

具体的な取り組み

(1) 良好な生活環境の整備

<一人ひとりができること>

- 良好な環境への意識を高め、環境美化、保全活動に参加します。
- 違法駐車、迷惑駐車や自転車の放置、あるいはペットの排せつ物の処理など、地域での生活に関するルールやマナーを守ります。
- 公園や公共施設などのトイレや遊具は大切に利用します。

<地域のみんが担うこと>

- 地域の清掃活動などを通して、環境意識の向上を図ります。
- マナー違反に対してはお互い注意し合い、住みよいまちづくりに協力します。
- 地域での行事・イベントなどを通じて、マナーの徹底を図ります。
- 地域にあるバリアフリーニーズを把握し、市へ情報提供します。

⁴ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍などの違いや、年齢、障がいの有無などにかかわらず利用することができる施設・製品・情報・環境などを設計（デザイン）することです。

<甲斐市がすべきこと>

- 環境意識の啓発や、環境美化活動に対する支援を行います。
- 放置自転車への早期対応を行います。
- マナー向上のため、看板、ポスターなどで周知します。
- 幼児から高齢者まで、誰もが安心して遊べ、交流できる公園の管理・整備を行います。
- 公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

(2) 地域での交通安全対策

<一人ひとりができること>

- 家庭で子どもへの交通安全教育を行います。
- 一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守します。

<地域のみんが担うこと>

- 歩道や通学路などの危険箇所を確認し、自治会役員を通じて市へ連絡します。
- 地区内で交通安全に関する啓発活動を行います。

<甲斐市がすべきこと>

- 子どもや高齢者、障がい者が安心して通行できる道路環境の整備を進めます。
- 交通安全施設の設置や修繕を行います。
- 専門交通指導員による交通安全教室を開催します。
- 交通安全団体との協働体制を推進します。

(3) 外出・移動手段の確保

<一人ひとりができること>

- 公共交通機関を積極的に利用するよう心がけます。
- 高齢者や障がい者の移動に協力します。

<地域のみんが担うこと>

- 交通弱者の人たちの移動ニーズの把握に努めます。
- 地域の助け合いによる移動手段の仕組みを検討します。
- 気軽に移動の手助けを頼めるような関係を築きます。

<甲斐市がすべきこと>

- 市民の移動ニーズを把握するため、利便性の高い交通体系の構築を検討していきます。

4. 安心して暮らせるまちづくり

社会環境の複雑化、地域における近隣意識の希薄化などを背景に、犯罪の多発化、凶悪化が大きな社会問題となっています。また、子どもや高齢者など社会的弱者への犯罪も年々増加しています。

「自分たちの身は自分たちで守る」という意識を持ち、防犯対策を地域の問題として捉え、相互に協力して取り組むことが重要です。防犯意識の啓発や情報提供、関係機関と連携した取り組みなど、地域全体での防犯活動への取り組みを強化します。

本市は東海地震の「地震防災対策強化地域」に指定されています。また、東日本大震災を転機に、市民の防災意識が一層高まっています。

地域では災害時、緊急時に備え、地域にいる高齢者や障がい者などの要援護者の把握や情報の共有化とともに、普段からの地域住民による見守りや交流が求められています。

市の防災対策の推進にあたっては、住民、地域、行政がそれぞれの責任を認識し、災害時や緊急時における支援体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

(1) 防犯体制の整備

＜一人ひとりができること＞

- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守ります。
- 不審者情報の提供に努めます。
- 家庭でも、犯罪の被害にあわないように注意し合い、防犯意識を高めます。

＜地域みんなが担うこと＞

- 地域住民による自主防犯組織をつくります。
- 防犯灯の維持管理などによる夜間防犯対策に取り組めます。
- 犯罪から地域を守るため、隣近所で顔の見える関係をつくります。

＜甲斐市がすべきこと＞

- 防犯灯の設置を支援します。
- 青色防犯パトロールによる巡回を推進します。
- 防犯に関する情報を積極的に提供します。
- 地域が行う自主防犯活動への支援を行います。

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

<一人ひとりができること>

- 日頃から防災への認識を高めます。
- 身近な地域の避難場所を知ります。
- 災害時に備え、身の回りの危険箇所や避難経路を確認します。
- 非常用の食料や医薬品などの備蓄に努めます。
- 隣近所との人間関係を深めます。
- 地域で開催する防災訓練、防災教育の機会には積極的に参加します。

<地域のみんが担うこと>

- 災害時に備え、自主防災組織の充実に努めます。
- 災害時に備え、地域の危険な場所を確認します。
- 災害時要援護者の把握に努め、近隣住民の協力体制をつくります。
- 転入や加齢などによる新たな要援護者に対し、説明や手助けを行います。
- 一人暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯などに対する、日頃からの見守り体制を確立します。
- 日頃から地域の行事などを通じて地域間交流を図り、顔の見える関係をつくります。

<甲斐市がすべきこと>

- 甲斐市地域防災計画の定期的な見直しをします。
- 市民への防災意識の啓発、情報提供や学校などにおける防災教育に努めます。
- 災害時に備え、高齢者、要援護者も参加する防災訓練を推進します。
- 地域や福祉団体、民生委員・児童委員などと協力して、災害時要援護者の把握及び情報の共有に努めます。
- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を支援します。
- 災害時の避難場所の確保に努め、市民に周知します。
- 防災無線の整備など、災害時、緊急時における情報伝達の強化に努めます。

基本目標達成のための数値指標

目標項目	現況値		目標値(H28)	担当課など
防犯灯の設置数	6,646 基	H22	6,900 基	市民活動支援課
災害時要援護者台帳の登録者数	977 人	H22	1,500 人	長寿推進課
防災訓練の参加者数	14,442 人	H22	18,000 人	消防防災対策室

第5章 地域福祉計画の推進

1. 市民・関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO、福祉関係事業者・福祉施設、社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

(1) 市民や地域住民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合い、支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員には社会福祉に関する活動を行う者として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

(3) 自治会（区）の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会（区）の役割が一層重要となってきます。さらに、より安全で住みよい地域づくりに取り組むことが期待されています。

(4) ボランティア団体・NPOの役割

ボランティア団体・NPOは、市民に身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されています。

また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携をとりながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズに対応する活動団体としての役割が期待されています。

(5) 福祉関係事業者・福祉施設の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、業務内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設にあつては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発言を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(6) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

この計画における具体的な活動として、地域福祉活動計画に示す個別事業の推進とともに、自治会、福祉関係団体などとの意見交換等を通して地域の課題や情報を把握し、本計画を推進することが期待されています。

(7) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みが重要な役割を担います。そして、行政は、住民福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するために、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO、福祉関係事業者・福祉施設、社会福祉協議会などのそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要となります。

また、社会環境（人口減少、少子高齢化、地方分権等）の変化に伴い福祉ニーズも急激に変化してきていることから、それらに対応しつつ、施策の狭間にある福祉課題へ対応す

るため、高齢者施策や障がい者施策など各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるよう、庁内の連携体制を構築することが重要となっています。

2. 地域福祉推進体制の整備

本計画は、地域福祉の推進に向けて基本的な理念、地域と社会福祉協議会、行政の協働と役割分担の仕組み、そして地域と社会福祉協議会、行政による重層的な支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。

また、本計画は、社会福祉協議会による地域福祉活動計画と調整を図り、社会福祉協議会との連携を一層深め各事業の推進を図ります。

なお、地域福祉の推進に向けて、すでに設置されている保健福祉推進協議会で、進捗状況をチェックし、計画の評価・改善等の必要な見直しを図ります。

資料編

1. 策定の経過

年 月	保健福祉推進協議会	庁内会議	その他
平成 23 年 6 月	第1回保健福祉推進協議会(13 日) ・計画策定について		
7 月		第 1 回ワーキング会議(21 日) ・計画構成について ・今後の日程について	市民アンケート調査の 実施 (7 日～21 日) ・市民アンケート ・18 歳以上の市民 2,000 人無作為抽出
9 月		第 2 回ワーキング会議(27 日) ・アンケート結果報告 ・統計データに見る甲斐市の 現状報告 ・作業シート作成について	
10 月	第 2 回保健福祉推進協議会(26 日) ・計画の概要 ・スケジュール ・アンケート結果概要報告 ・計画構成案		
11 月		第 3 回ワーキング会議(17 日) ・施策体系の確認 ・取り組み内容の検討	厚生環境常任委員会 (28 日) ・アンケート結果報告
12 月	第 3 回保健福祉推進協議会(22 日) ・計画素案検討	第 4 回ワーキング会議(14 日) ・計画素案検討 第 1 回検討会議(16 日) ・計画素案について	
平成 24 年 1 月		部長会議(19 日)	厚生環境常任委員会 (11 日) ・計画素案について パブリックコメント実施 (1月 23 日 ～2 月 15 日) ・提出意見件数:0 件
2 月	第 4 回保健福祉推進協議会(20 日) ・パブリックコメントの結果報告 ・計画(案)の決定	第 2 回検討会議及び第 5 回ワー キング会議(15 日) ・計画(案)について 部長会議(21 日) ・パブリックコメントの結果報告 ・計画(案)の決定	厚生環境常任委員会 (17 日) ・計画(案)及びパブリッ クコメントの結果報告

2. 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿

選任区分	役職	氏名	職名(関係団体名)
自治会連合会		三澤 幾雄 (H23.8.23 就任) 天野 七郎 (H23.8.23 退任)	竜王地区自治会連合会会長
		山口 正智	敷島地区自治会連合会会長
		福岡 直也	双葉地区自治会連合会会長
医師代表		山内 祥生	山内耳鼻咽喉科医院
		中島 達人	中島医院
		岩下 智	岩下歯科医院
民生委員児童委員協議会		渡邊 明子	民生児童委員協議会会長
		石川 正男	民生児童委員協議会副会長
		三井 正	民生児童委員協議会副会長
社会福祉協議会	副会長	片岡 彌一	社会福祉協議会会長
保健・福祉・教育団体代表		平賀 美恵子	愛育連合会会長
		矢崎 孝子	食生活改善推進員会会長
		飯沼 国春	老人クラブ連合会会長
		森田 次郎	障害者福祉会会長
		宮本 保恵	知的障害者相談員代表
		松野 互	保育園保護者代表 (玉幡保育園)
		山田 健一郎	ボランティア協議会会長
		小田切 千尋	青少年育成甲斐市民会議代表
学識経験者		清水 學 (H23.11.4 就任) 増坪 愛子 (H23.11.3 退任)	教育委員長
		小田切 正貴	介護保険事業者代表 (敷島荘荘長)
		中村 己喜雄	商工会会長

※ 会長不在のため、甲斐市保健福祉推進協議会設置要綱第8条第2項により、副会長が職務を代理する。

甲斐市 地域福祉計画

平成 24 年 3 月発行

発行／甲斐市 福祉健康部 福祉課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL 055-278-1691

FAX 055-276-2113



甲斐市